

○議長（小原 尚君） 開議に先立ち、令和七年九月二十一日に執行の岐阜県議会岐阜市選挙区の補欠選挙において当選されました和田直也君、辻井俊貴君を御紹介いたします。

順次挨拶をされます。和田直也君。

〔和田直也君登壇〕

○和田直也君 皆さん、おはようございます。
和田直也でございます。

選挙は究極の善政競争であると、これは梶原 拓元知事が語られた言葉であります。夢おこし県政に憧れ学んだ学生時代、その後仕えた秘書時代、そして十八年前に飛び込んだ岐阜市議会を経て、このたびの岐阜県議補選において当選をさせていただきました。我がまち、我が地域の未来の声に応えるために、なすべき方策を一つ一つ丁寧にもとく方策について、本議場にお見えの諸先輩の皆様には謙虚に学びながら進めてまいりたいと考えております。気持ち新たに一年生ということで、誠実かつ創造的に努めてまいりたいと思います。

本日は、このような貴重な場を与えていただき、誠にありがとうございます。どうかよろしく願います。

（拍手）

○議長（小原 尚君） 辻井俊貴君。

〔辻井俊貴君登壇〕

○辻井俊貴君 皆様、おはようございます。
ただいま御紹介にあずかりました辻井俊貴でございます。

まずは、このように貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

まだまだ若く未熟な身でございますので、県民の皆様のお声に真摯に耳を傾け、謙虚に学びながら、岐阜県の発展のために全力を尽くします。また、先輩議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、御指導御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願います。

(拍手)

+++++

議 事 日 程 （ 第 二 号 ）

令和七年十月一日（水）午前十時開議

- 第一 議席の決定及び一部変更について
- 第二 常任委員の選任について
- 第三 特別委員の選任について
- 第四 議第八十号から議第百十八号まで
- 第五 請願第三十六号及び請願第三十七号
- 第六 一般質問

+++++

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 一 日程第一 議席の決定及び一部変更について

- 一 日程第二 常任委員の選任について
- 一 日程第三 特別委員の選任について
- 一 日程第四 議第八十号から議第百十八号まで
- 一 日程第五 請願第三十六号及び請願第三十七号
- 一 日程第六 一般質問

+++++

出席議員

四十六人

一	番	木	村	千	秋
二	番	辻	井	俊	貴
三	番	判	治	康	信
五	番	平	野	恭	子
六	番	和	田	直	也
七	番	今	井	瑠	々
八	番	牧	田	秀	憲
九	番	黒	田	芳	弘
					君

第二号
十月一日

二十七番	二十六番	二十五番	二十四番	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番
水野	野村	酒向	布俣	広瀬	恩田	安井	藤本	今井	所野	平川	小川	森川	澄川	伊藤	中山	山内	森治
吉近	美穂		正也		佳修		恵忠	政司	竜嘉	祐也	祐也	益輝	寿基	英之	裕生	房子	久壽
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

四十六番	四十五番	四十四番	四十三番	四十一番	四十番	三十九番	三十八番	三十七番	三十六番	三十五番	三十四番	三十三番	三十二番	三十一番	三十番	二十九番	二十八番
尾藤	村下	森	佐藤	平岩	伊藤	川上	伊藤	渡辺	野島	水野	小原	松岡	加藤	田中	高殿	長屋	国枝
義昭	貴夫	正弘	武彦	正光	秀光	哲也	正博	嘉山	征夫	正敏	正尚	正大	勝博	勝士	尚	光征	慎太郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

四十七番	岩井	豊太郎
四十八番	猫田	孝君

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局局長	竈橋智基
総務課長	桂川義彦
議事調査課長	三宅誠樹
議事調査課管理調整監	大平洋右
同 課長補佐	佐藤由子
同 課長補佐	弥栄剛
同 主査	脇若知香子
同 主査	古田健児

説明のため出席した者の職氏名

知事	会 計 管 理 者	秘 書 広 報 統 括 監	総 務 部 長	総 合 企 画 部 長	総合企画部未来創成局長	危 機 管 理 部 長	環境エネルギー生活部長	健 康 福 祉 部 長	子ども・女性部長	商 工 労 働 部 長	観光文化スポーツ部長	農 政 部 長	林 政 部 長	県 土 整 備 部 長	理事(まちづくり担当)兼都市建築部長
江崎	丸山	崎浦	平野	市橋	兼松	海蔵	平野	中西	片桐	小島	渡辺	堀智	久松	藤井	野崎
禎		理	孝	貴	伸	敏	昌	浩	伸	光	幸	智	一	忠	眞
英	淳	加	之	仁	和	晃	彦	之	一	則	司	考	男	直	司
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

都市建築部都市公園・交通局長	戸田克稔君
教 育 長	堀 貴雄君
警 察 本 部 長	三 田 豪士君
代 表 監 査 委 員	鈴 木 祥一君
人事委員会事務局長	大 野 陽一君
労働委員会事務局長	廣 瀬 雅史君



十月一日午前十時三分開会

○議長（小原 尚君） ただいまから本日の会議を開きます。



○議長（小原 尚君） 諸般の報告をいたします。

書記に朗読させます。

（書 記 朗 読）

請願書の受理について

第二号 十月一日

請願第三十六号 中学校の免許外教科担任解消のための非常勤講師の予算の拡充を求める請願ほか一件の請願書を受理しました。

職員に関する条例に対する意見について

人事委員会委員長から、令和七年九月十九日付をもって、議第九十六号 岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例については、異議がない旨の回答がありました。

監査結果等の報告の提出について

監査委員から、お手元に配付のとおり、令和七年九月二十六日付をもって、地方自治法第九十九条第九項の規定により定期監査の結果について、並びに令和七年九月二十六日付をもって、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により例月出納検査の結果について報告の提出がありました。

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第一 議席の決定及び一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。和田直也君及び辻井俊貴君の議席の決定並びにこれに関連した議席の一部変更については、岐阜県議会会議規則第五条第二項の規定により、お手元に配付してあります議席図のとおり決定いたしましたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、議席の決定及び一部変更については、お手元に配付の

議席図のとおり決定をいたしました。

第二号 十月一日

議 席 図

第二号
十月一日

	48	47	46
	猫田 孝	岩井 豊太郎	尾藤 義昭

45	44	43	41	40
村下 貴夫	森 正弘	佐藤 武彦	平岩 正光	伊藤 秀光

39	38	37	
川上 哲也	伊藤 正博	渡辺 嘉山	

36	35	34	33
野島 征夫	水野 正敏	小原 尚	松岡 正人

32	31	30	29	28
加藤 大博	田中 勝士	高殿 尚	長屋 光征	国枝慎太郎

27	26	25	
水野 吉近	野村 美穂	酒向 薫	

24	23	22	21
布俣 正也	広瀬 修	恩田 佳幸	安井 忠

20	19	18	17	16
藤本 恵司	今井 政嘉	所 竜也	平野 祐也	小川 祐輝

15	14	13	12
森 益基	澄川 寿之	伊藤 英生	中川 裕子

11	10	9
山内 房壽	森 治久	黒田 芳弘

	8	7	6	5
質問者席	牧田 秀憲	今井 瑠々	和田 直也	平野 恭子

3	2	1
判治 康信	辻井 俊貴	木村 千秋

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第二 常任委員の選任についてを議題といたしたいと思います。

お諮りいたします。常任委員の選任については、岐阜県議会委員会条例第六条第一項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よって、常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

常任委員名簿

委員会名	氏	名
企画経済委員会	和田直也	
農林委員会	辻井俊貴	

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第三 特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。特別委員の選任については、岐阜県議会委員会条例第六条第二項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 尚君） 御異議なしと認めます。よつて、特別委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

特別委員名簿

特別委員会名	氏 名	
こども未来・ 女性若者活躍 対策特別委員会	辻 井 俊 貴	
岐阜県の魅力発信・ 向上対策特別委員会	和 田 直 也	

○議長（小原 尚君） 日程第四及び日程第五を一括して議題といたします。

+++++

+++++

○議長（小原 尚君） 日程第六 一般質問を行います。あわせて、議案に対する質疑を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。四十番 伊藤秀光君。

〔四十番 伊藤秀光君登壇〕（拍手）

○四十番（伊藤秀光君） 皆様、おはようございます。

質問に先立ちまして、去る八月三日に御逝去されました玉田和浩議員に対し、改めて哀悼の意を表します。玉田先生には、私の初当選以来、いつも大きな声で元氣よく御指導いただいたことがつい昨日のように思い出されます。今はただ心より御冥福をお祈りするばかりです。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、県政自民クラブを代表して順次質問をさせていただきます。

初めに、来年度予算編成に向けた課題と対応方針についてお尋ねします。

令和六年度の一般会計決算見込みが八月に発表され、歳入は九千四百九十七億円、歳出は九千三百五十七億

円となり、歳入歳出ともに三年ぶりの増加となりました。一方で、財政の硬直化の度合いを示す経常収支比率は九三・八%となり、前年度より一・七ポイント悪化しました。これは平成以降で六番目に高い数値です。また、財政調整基金の年度末残高は三百五億円で、令和五年度末より五十六億円減少しました。

県の財政運営について、知事は前回の本会議で、本県の財政は再び危機的状況に陥りつつあると明言されました。極めて深刻な現状とその背景を明らかにされました。

江崎知事からは、古田県政から大きな負債を引き継いでの県政運営であるとの発言がありましたが、極めて厳しい財政状況においては、何をやるかだけでなく、何をやらないか、何をやるかの判断も求められます。予算規模や見かけの華やかさ、前例踏襲にとらわれることなく、事業の真の必要性和県民生活に与える影響を冷静かつ厳しく見極める必要があります。

知事就任から半年以上が経過し、これから江崎カラーを本格的に打ち出していくかと思っています。先日、来年度当初予算編成に向けた事業見直しの方針が示されましたが、それを着実に実行して財政破綻を回避し、県民がわくわくするような県政を実現するための新たな予算をしっかりと確保していただきたいと願っています。私たち議会としても、県民の負託に応える役割を担っており、現状を重く受け止めつつ、しっかりと予算を審査してまいります。

そこで質問です。現在の危機的な財政状況を踏まえ、来年度の予算編成に向けた課題認識と対応方針について知事にお伺いします。

次に、県税の徴収確保対策についてお尋ねします。

本県の財政状況は大変厳しいものであり、このような状況下においては、限られた財源を最大限に確保する

ことが何よりも重要です。特に一般会計で歳入の約三割を占める県税収入は、県政運営の基盤を支える柱となります。しかしながら、本県の令和五年度における県税収入の未済額は約三十八億円、徴収率は九八・五％であり、全国四十七位という結果になっています。全国では徴収率が九九％を超える自治体が多く占める中で、全国最下位というこの結果は見過ぎることができず、まさに本県の財政運営に直結する深刻な課題だと思います。

財政状況が厳しいと繰り返し認識されている以上、まずは自らが確保できる自己財源の県税収入を着実に確保し、誠実に納税している人が不公平感を抱くことのないよう、徴収率を一刻も早く改善する努力を尽くすべきではないでしょうか。

そこで質問です。本県における県税の収入未済の現状やその要因について、どのように分析・認識されているのか。また、それを踏まえ、県税の徴収確保の強化に向けて、具体的にどのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いをします。

次に、ふるさと納税の活用についてお尋ねします。

財源確保策の一つとして、ふるさと納税による寄附金の受入れ拡大が考えられます。ふるさと納税制度は、自治体が自主財源を確保しつつ、地域の魅力を全国に発信できる非常に有効な制度として全国に定着しています。国によれば、令和六年度の全国の受入額は、一兆三千三百五十九億円と過去最高を記録しています。

この制度には、個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税があり、人口減少に伴う税収の減少が避けられない中で、県財政を補完し、地域課題を解決する重要な財源確保策となっています。特に財政力の弱い市町村にとっては貴重な財源となります。

ちなみに、本県の市町村における令和六年度の個人版の受入額は、上位から、関市が約五十二億円、可児市が約三十五億円、高山市が約三十三億円と大健闘してみえます。しかし、本県の令和六年度の受入額の実績を見ますと、個人版が約一億三千二百万円、企業版が約一億二千万円で、いずれも全国三十位という状況です。本県への寄附額を増やすためには、制度のさらなる活用に加えて、ふるさと意識の醸成に積極的に取り組み、全国の皆様に岐阜県を身近に感じていただけるよう工夫することが必要です。

知事は日頃から、岐阜県にはよいものがあり過ぎると述べておられますが、自然や伝統工芸、農林水産物、観光資源など全国に誇る資源も有しながら、この順位に甘んじているのは非常に残念であります。戦略不足や発信力の弱さがあるのではないかと考えます。

また、個人版については、県内市町村との同じ寄附者層を奪い合わないように共存して取り組むことが重要です。加えて、企業版については、企業にとって魅力あるプロジェクトを企画・立案し、都市部への積極的な営業活動や寄附企業を分かりやすく紹介するなど、目に見えるメリットを提示する攻めの姿勢が求められます。そこで質問です。ふるさと納税制度の意義についてどのようにお考えか、また個人版ふるさと納税と企業版ふるさと納税について、寄附額拡大に向けて今後どのような方針で取り組んでいかれるのか、知事にお伺いをします。

次に、県の技術職員確保による市町村支援についてお尋ねします。

近年多発する自然災害への対応やインフラの老朽化を踏まえた適正管理が求められる中、多くの技術職員が必要とされています。しかし、その採用状況は大変厳しく、国家公務員における令和七年度の技術職員の合格者は千二百六人にとどまり、採用予定の千六百八十二人を四百五十人以上も下回る大幅な定員割れとなってい

ます。国でもこのような状況にある中で、市町村の技術職員の不足は一層深刻です。市町村は、組織規模の小ささから予算や人員に制約があり、広報力も十分でないため、受験者を集めにくく、人材の確保が難しい状況に置かれています。

こうした状況を踏まえて、国では、令和二年度に復旧・復興支援技術職員派遣制度が創設されました。これは、都道府県が技術職員を増員確保し、平時には技術職員が不足している市町村へ支援、大規模災害時には中長期派遣要員とすることを条件に、職員の人件費の一部を地方交付税で財源措置されるものです。令和二年二月議会では、当時の総務部長が、今回創設される制度を積極的に活用し、技術職員を追加で採用したいと答弁され、当時十名が新たに採用されたと伺っています。

そこで質問です。本制度を踏まえ、県の技術職員を確保しつつ、市町村支援を進めるべきと考えますが、技術職員の確保と支援の状況、そして今後の方針について、総務部長にお伺いをします。

ここで一回目の質問を終わります。

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 皆様、おはようございます。

私には二点御質問をいただきました。

まず来年度予算編成に向けた課題と対応方針についてお答えをいたします。

人口減少の進展や自然災害の激甚化・頻発化など、将来への不安や閉塞感が広がる中、県政におきましては、県民一人一人が安心して暮らすことができ、わくわくする未来が待つ社会を築くことが求められます。

その一方で、ただいま議員から御指摘いただきましたように、現在県の財政は極めて厳しい状況にあり、特に収入に対する県債残高の割合、つまり将来返済すべき償還額の割合を示す将来負担比率は、令和六年度決算において二二四・九％であり、全国平均の一四四・一％に比べて極めて高い水準にあるとともに、今後さらに拡大することが予想されております。これは、過去に県債の償還期間を二十年から三十年に変更し、負債を将来に先送りしたことによるものであり、今後、公債費負担の増加によって不測の事態に対応するための基金の枯渇が懸念される大変厳しい状況でございます。

しかしながら、こうした状況にあつても、県民の生活を守るとともに、安心とワクワクを実現し、人やモノが集まる岐阜県を構築するための取組を着実に実行していくことが必要でございます。そのため、予算編成に当たりまして、まずは防災や災害対策など、安心を実現するための事業について積極的に予算を確保する努力を行う一方で、従来事業の見直しを行うとともに、様々な知恵と工夫を行うことで、わくわくする未来を構築するための取組も同時に行つてまいります。

議員御指摘のとおり、何をやるかだけではなく、何をやらないか、何をやるかの判断が極めて重要でございます。選挙の際にも訴えてきましたように、現状維持は衰退を意味する言葉です。また、その一方で、財政健全化のための歳出削減だけでは、若者が希望を持ち、人やモノが集まる岐阜県にはなりません。これらの取組を着実に実施するため、以下の三つの方針に基づいて予算の確保や事業の見直しを行つてまいります。

まず方針の一つ目ですが、国費などの最大限の活用でございます。

まず財政的インパクトの大きい公共事業につきましては、国費や返済条件の有利な県債を最大限活用できる事業を優先してまいります。例えば、国の補正予算に基づく公共事業は、将来の償還額に対する交付税算入率

の高い有利な県債が活用でき、県の財政負担を軽減できることから、同じ事業を行うなら可能な限り国の補正予算を活用できる仕組みを検討してまいります。

また、公共事業以外につきましても、地方創生に係る取組に幅広く活用できる国の第二世代交付金を効果的に使えるよう事業を構築してまいります。さらには、既存の国事業の活用だけでなく、国の予算案の検討段階におきまして新たな補助制度の創設を提案し、本県に有利な財源の獲得に向けた国への働きかけも積極的に行ってまいります。

方針の二つ目ですが、効率的・効果的な事業に向けた施策の重点化でございます。

具体的には、費用対効果の観点から、既存事業に対する予算執行方法を見直し、真に必要な事業にピンポイントで資金が回るよう事業内容や支援対象を見直すほか、他県と比べて支援内容が過度になっている事業についての見直しなどを進めてまいります。これに加えて、これまで当たり前に行ってきたイベントの実施方法や経費、さらには必要性などについて、事業の実施担当者などの意見を踏まえて検証を行い、何をやらないかといった事業の中止や廃止も視野に入れた見直しを行ってまいります。

方針の三つ目ですが、歳入確保策の強化・県有施設の利活用です。

他県では、都市公園において民間企業のアイデアを取り入れ、集客力を高めることで、約二億円あった指定管理料をゼロとした事例もございます。また、既存の県有施設の多角的な利用によって、新たな施設を建設することなく、県民サービスを充実させることも行われております。こうした取組を参考に、民間の資金や知恵を活用させていただきながら、政策目的を実現しつつ、稼げる施設への転換といった取組を行ってまいります。加えて、今御指摘のありました県税収入の向上に向け、県外企業の積極的な誘致に取り組むとともに、使用

料・手数料の見直しやネーミングライツの拡充など、歳入確保策の強化も進めてまいります。

こうした方針に基づく事業見直しを計画的かつ着実に実行していくため、先月各部局の次長級職員で構成した部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、推進体制を構築したところでございます。

さらに、より実情に即した事業見直しとなるよう、実際に事業を執行している職員や執行してきた職員の目線による見直し案を募集いたしました。職員から百六十七件もの提案があり、これらを踏まえて、今後プロジェクトチームを中心に事業見直しを行い、来年度予算への反映を行ってまいります。

このように、現場の視点を踏まえた事業見直しを全部局にわたって行うことにより、まずは基金の枯渇を回避し、大雪に伴う除雪や災害対応など不測の事態への対応に必要な基金残高を確保できるよう全力を尽くしてまいります。その上で、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県づくりに向けた取組も着実に進めてまいります。

今回の補正予算におきましても、こうした方針に基づいて作業を行っております。予算額で今回百九十一億円を計上しておりますが、その大部分は今年度発生した大雨被害の復旧など、一刻の猶予も許されない安心に係る予算でございます。その一方で、わくわくする未来への取組に係る予算につきましては、従来事業を見直すことで捻出した資金を充てることにより、新たな県費負担を抑えつつ、新たなまちづくりに向けた調査費などの予算を計上したところでございます。

来年度の予算編成に向けましては、先ほどの三つの方針をさらに徹底し、県民の安心に係る事業のための予算確保を図りつつ、わくわくする未来への事業について、知恵と工夫を最大限発揮することで、人やモノが集まる岐阜県をつくってまいります。

次に、ふるさと納税の活用についてのお尋ねをいただきました。

ふるさと納税制度は、知恵と工夫次第で、自治体自らが財源確保や格差是正に取り組むことができる極めて重要な手段であると認識しており、財政状況が厳しい本県においては積極的に活用すべきと考えております。

まず個人版ふるさと納税につきましては、寄附獲得に向けて県人会のイベントなどで積極的にPRを行っておるほか、寄附受付サイトの拡充や高い満足度を感じていただける工芸品などの返礼品の充実に努めており、昨年度の寄附受入額は過去に比べますと最高となっております。

今後はこうした取組に加え、モノ消費からコト消費へ変化する近年の消費行動を踏まえて、本県を実際に訪れていただき、現地の魅力を体験できる返礼品を充実させてまいります。具体的には、寄附受付先として旅行会社の運営する受付サイトを新たに追加するほか、返礼品につきましても、季節に応じた県内各地でのアクティビティーを増やしていくなど、本県が有する地域資源の魅力を生かした取組を進めてまいります。ただし、個人版ふるさと納税につきましては、県内市町村においても同様の取組を行っておりますので、かつ返礼品が競合するといった問題もあることから、市町村の取組を阻害することのないよう、県としては一定の配慮をいくつか、県全体としての納税額の拡大に努めてまいります。

一方、企業版ふるさと納税につきましては、返礼品がなく、県が提示する施策メニューに賛同した企業に寄附していただく仕組みになっておることから、企業にとって魅力的な施策を考案するなど積極的に取り組んでまいります。具体的には、寄附することで企業イメージの向上につながり、地域貢献をアピールできる施策を提示していくことが効果的と考えられます。例えば、新たなクリーンエネルギーであるバイオコークスの普及に関する事業など、CO₂削減に向けた革新的な取組への貢献をうたうことのできる施策の提示によって、寄

附拡大につなげてまいります。

もちろん企業版ふるさと納税につきましても、市町村との競合はあり得ますが、企業側の地域貢献意識や県施策への共感が鍵になりますので、知恵と工夫を基にしつかりと発信してまいります。具体的には、県ホームページや様々なイベントでのPRのほか、令和五年度からは企業に対する寄附勧誘業務を民間委託するなど寄附拡大に取り組んでおり、昨年度の寄附受入額ですが、これも過去に比べますと最高額ということになっております。今後は東京事務所のネットワークも活用しつつ、本県ゆかりの企業などに対する本県重要施策の説明や寄附の依頼を強化するなど、私自身も積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（小原 尚君） 総務部長 平野孝之君。

〔総務部長 平野孝之君登壇〕

○総務部長（平野孝之君） 今後の行財政運営につきまして、私にも二点御質問をいただきました。

初めに、県税の徴収確保対策についてお答えをいたします。

本県の徴収率が低迷している主な要因は、県税収入のうち最もウエートが高い個人県民税の徴収率が低く、未納となっている額の七五％を占めること、また過年度からの滞納分の整理に時間が取られ、全体的に現年度分の徴収率が低いことにあると分析しております。このため、今年度から五年間を徴収率向上緊急対策期間と位置づけ、個人県民税の徴収を担う市町村との連携強化と現年度分の徴収対策に重点を置いて取り組んでまいります。具体的には、個人県民税については、市町村と徴収率向上に向けた課題を共有し、協議する場を増やすとともに、県と市町村の税務職員が相互に徴収する権限を併せ持ち、共同での滞納整理や徴収ノウハウの共有を行うなど、一層の連携を図ってまいります。

また、現年度分については、携帯電話のショートメッセージを利用した納税案内の新規導入やＩＣＴを活用した預貯金調査と差押えにより徴収事務を効率化するとともに、滞納者への催告時期を前倒すことで滞納整理に早期着手するなど徴収確保対策の強化を図っております。

次に、県の技術職員確保による市町村支援についてお答えをいたします。

着実な基盤整備や防災対策など、暮らしの安全・安心を守るためには、技術職員の継続的な確保は欠かせません。しかし、市町村からは技術職員の確保に困っているとの声も寄せられており、県全体の安全・安心の推進にはその対策が必要です。そのため、県では、これまで復旧・復興支援技術職員派遣制度に基づき、市町村の業務を支援する職員を制度創設当初の十四名から十九名に増員をしております。これらの職員は、本庁及び現地機関に配置し、公共工事に係る技術的な助言や情報提供のほか、事業計画の策定や法手続の審査に関する相談などを行っております。

こうした支援に対し、市町村からは、適切な助言により補助金の執行を円滑に遂行できた、復旧対策に関する指導を受け、予算確保や事業施工が順調に進んだなど評価をいただいているところです。今後も、県として技術職員の計画的な確保に努めるとともに、本制度を踏まえつつ、市町村のニーズをお聞きしながら必要な支援を行ってまいります。

○議長（小原 尚君） 四十番 伊藤秀光君。

〔四十番 伊藤秀光君登壇〕

○四十番（伊藤秀光君） 御答弁ありがとうございます。

次は、岐阜県の活力ある地域づくりと交流の推進について、四点お尋ねします。

最初に、県全域の均衡ある発展に向けた地域振興策についてお尋ねをします。

県政の大きな使命の一つは、県全体の均衡ある発展を進めることであり、そのためには、地域の特色を最大限に生かしながら、未来を見据えたまちづくりや地域振興を推進していくことが不可欠です。

知事はさきの議会で、岐阜圏域のまちづくりの方針の中で、向こう十年を見据えたLRTを含む新交通システムの導入の検討を表明されました。また、東濃圏域では、リニア開業を見据えたまちづくりの構想など、いずれも将来の岐阜県を切り開く大きな構想として、公の場で積極的に発言されてみえます。

一方で、本県には西濃、中濃、飛驒という特色豊かな地域も存在し、これらもまた均衡ある発展を支える重要な存在です。どの地域も人口減少や産業の空洞化といった課題に直面する一方で、各地域の強みを生かすことで新たな可能性を切り開く舞台ともなり得ます。例えば、西濃地域には関ヶ原古戦場記念館などの観光資源や、高速道路をはじめとした交通網や物流拠点の優位性、大垣市を中心とする産業集積を生かした展開、中濃地域は関の刃物や美濃和紙といった伝統産業や地場産業の振興、飛驒地域は世界的に知られる観光資源や豊かな森林資源を生かした取組などが大きな力となります。これらの地域の強みを相互に結びつけることで、相乗効果も生まれると考えます。

そこで質問です。岐阜や東濃の構想に続くものとして、西濃、中濃、飛驒の三圏域において、どのような地域振興策により県全体の均衡ある発展へとつなげていこうとしておられるのか、知事にお伺いをします。

次に、次世代型路面電車LRTの導入を含めた岐阜圏域のまちづくりの今後の取組方針についてお尋ねします。

先ほど申し上げましたが、岐阜圏域のまちづくり構想でLRTを含む新交通システムの導入の検討を表明さ

れたことは、県民や関係自治体、経済界から大きな関心を集めています。実は私自身も、五十年前になります
が、バックパッカーでヨーロッパを一人旅したときに見たカラフルですてきな路面電車には感動し、大垣にも
あったらなと思った記憶があり、とても関心を持っています。有力な候補とされるLRTは、環境負荷の低減
や定時性の高さ、都市の回遊性向上など多くの利点があるほか、宇都宮市の事例では、観光振興や企業立地促
進といった経済的效果に加え、歩く機会や交流機会の増加といった効果も確認されています。まさに中心市街
地の活性化を牽引する岐阜圏域の新たなまちづくりの起爆剤となり得るものです。

しかし一方で、実現に向けて財源確保や事業費抑制策、周辺自治体や民間事業者との連携、既存交通との役
割分担、整備に伴う道路交通への影響、さらには住民理解と合意形成など、多くの課題が存在することも事実
です。これらの課題をどう解決していくか、不安を抱く県民の方々もいるのではないのでしょうか。こうした課
題は一朝一夕に解決できるものではなく、今後慎重な検討と丁寧な調整を重ねることで方向性を定めていく必
要があります。現時点で具体的な解決策を示すことは難しいとしても、県としての大きなまちづくりの方針や
新交通システムの検討の進め方、今後のスケジュールなどを早期に明らかにしてほしいと思います。それこそ
が県民の理解と安心、そして期待とわくわくにつながるものと考えます。

そこで質問です。岐阜圏域のまちづくりとして目指す姿をどのように描いているのか、また有力な候補とさ
れているLRTの導入を含め、現在どのように検討を進めているのか、加えて各種の課題解決に向けて、今後
どのように関係者との調整を進めていかれるのか、知事にお伺いをします。

次に、ソフトピアジャパンの今後の方向性についてお尋ねします。

ソフトピアジャパンは、平成八年の開設以来、本県が誇る情報産業拠点として、IT企業や研究機関が集積

し、ベンチャー支援や人材育成に大きく寄与してきました。来年度には開設三十年という節目を迎え、改めて原点に立ち返り、次の三十年をどのように描いていくかが重要です。これまでを振り返りますと、例えばセカイメラやフィンガーピアノといった画期的なアプリが情報科学芸術大学院大学、通称IAMASといいますが、そのIAMASの知見とソフトピアの環境から生まれたことも鮮明な記憶に残っております。

IAMAS卒業生の活躍を一部紹介しますと、二〇〇四年卒の真鍋大度氏は、リオオリンピック閉会式のスタジアム映像などの演出を担当、二〇一二年卒の大塚翔太氏は、現在開かれております大阪・関西万博でのシグネチャーパビリオンのコンテンツの制作、統括を担当、二〇二二年卒の渥美智也氏は、アプリで科学を身近にしたことと、IAMASの学生の研究風景を案内するところなどが日本テレビの二十四時間テレビ内で放映をされたところです。私自身も毎年IAMASの卒業制作展に参加し、作品に触れては大きな感動をいただいています。これこそがソフトピアの宝であり、岐阜県にこの拠点があることの頼もしさを強く感じています。一方で、現在は指定管理者制度によって稼働率は安定していると聞いておりますが、かつてのような画期的な商品や取組が少ないようにも感じられ、やや物足りなさも覚えています。

ソフトピアは、インターネット創成期に誕生し、スマートフォンの登場、IoT、DX、そしてAIといった時代の変化とともに進化してきました。これから果たすべき使命は、時代の潮流を捉えつつ、多様な人材を集め、情報産業の磨き上げや新たな事業を生み出していくことにあると考えます。

その新しいビジョンとして、女性の活躍支援拠点やスタートアップ企業の集積を掲げてはどうでしょうか。多様性のある組織ほど生産性や創造性が高まり、ソフトピアを女性が働きやすい場にすることは、革新的な企業やスタートアップの誘致にもつながり、拠点全体の魅力や活性化にもつながるはずです。

昨年一月には、県内の女性経営者や起業を目指す女性が集まるサロン E c l a t +（エクラプラス）が発足し、西濃を中心に登録者が百人を超え、県内有数の女性経営者団体に成長したとの報道もありました。こうした新しい感性を持つグループの活動がソフトピアの新たな可能性を切り開く契機となるかもしれません。

そこで質問です。来年開設三十年を迎えるソフトピアジャパンについて、今後の三十年に向けた在り方をどのようにお考えか、知事にお伺いします。

次に、国際交流や海外トップセールの継続的な取組についてお尋ねします。

平成二十一年度に飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトがスタートして以来、本県では知事自らが先頭に立ち、トップセールスを通じて、飛騨牛やアユ、柿、イチゴなど県産品の売り込みや観光誘客に積極的な取組を展開してきました。前知事の古田知事も、毎年二回から三回のペースで海外を訪問され、現地での経済・人的交流に尽力されてきました。私自身も何度か海外視察に同行し、当初の経済交流が次第にトップ同士の信頼関係や文化交流へ発展していく様子を目の当たりにして、二十年にわたる継続的な国際交流の意義を実感してきました。

その成果の一つとして、昨年本県へのインバウンドは百九十万人を超えました。古田知事退任時に、国際交流は大きく伸びましたねと申し上げたところ、私の力というより岐阜県にそれだけの魅力があるということ、まだまだ魅力はありますよと語られたことが印象的でした。江崎知事も同様の表現をされており、本県が内外に誇れる豊かな資源を有していることを改めて認識した次第です。

トップ自らが現地の政府関係者や企業などと直接対話することによって信頼関係を築き、販路の開拓や人的・文化的交流の促進につながる点で、海外トップセールスは経済・文化の両面において大きな成果をもたら

します。ただし、それを一過性の取組に終わらせず、継続的な関係構築へと発展させることも重要であります。江崎知事も、一方的なアプローチでは一過性に終わり、息の長い関係を築くことができないと議会で答弁され、持続的な展開の必要性を認識されてみえます。

そこで質問です。これまでの岐阜県の海外展開について、友好関係の蓄積を含めどのように評価されているのか。また、新知事として、今後の国際交流やトップセールスについて、継続性を含めどのように考えて展開していけるのか、知事の所見をお聞かせください。

ここで二回目の質問を終わります。

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には四点の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず県全域の均衡ある発展に向けた地域振興策についてお答えをいたします。

県政を担う者として、県全域の均衡ある発展を実現することは極めて重要であると認識しております。そのためにはまず、それぞれの地域の現状を把握するだけでなく、どのような理由で地域の課題が生じているのか、これまでどのような取組を行い、その結果何が実現し、何が課題として残っているのかといった点もしっかり分析し、計画的、戦略的に対応していく必要があると考えております。

そうした観点で、県内各圏域の状況を概観しますと、まず西濃圏域では、東海環状自動車道の県内開通に加え、来るべき全線開通を控え、企業誘致が好調であり、今後は豊富な水資源を生かしたデータセンターの誘致など、一層の産業集積を進めてまいりたいと考えております。

また、ドラマ「SHOGUN 将軍」で人気が高まっております関ヶ原古戦場では、来年のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟！」の放送を契機に、周辺のゆかりの地と連携したロケツーリズムを企画するなど、本県の戦国武将観光の核としてさらなる観光誘客に努めているところでございます。特に東西文化の結節点であり、交通の要衝であった西濃地域の活性化は、県全体にとって極めて重要と考えております。

次に、中濃圏域におきましては、本美濃紙や風流踊といった世界遺産、郡上八幡城や関の刃物など歴史的・文化的資源が豊富に存在するほか、ラフティングやスキーなどアウトドア資源の宝庫でもあり、名古屋や関西圏からのアクセスが容易であることも生かし、その魅力向上に取り組んでおります。特に長良川鉄道沿線は四つの世界遺産を有するなど、その潜在力は極めて高く、昨今の観光ニーズの変化も踏まえて戦略的な取組が必要と考えております。

さらに、飛騨圏域につきましては、白川郷や飛騨高山のにぎわいはもとより、最近若者や外国人に人気となっております下呂温泉、さらには奥飛騨温泉郷など、自然や歴史、伝統の魅力が国際的にも評価されており、本県におけるインバウンド誘客の牽引役となっております。今後は、こうしたにぎわいを近隣地域に拡大する取組を行ってまいります。

さらには、働いてもらい方改革を推進し、訪れる方だけでなく、そこに住む方も地域の魅力を堪能しながら豊かな生活を実現できる環境を整備し、地域の発展につなげていきたいと考えております。これらいずれの圏域におきましても、それぞれの地域が有する資源や特徴を生かすとともに、現在のにぎわいを周りの地域にも拡大させるなど、地域全体の発展につなげる取組を進めてまいります。

こうした観点から、改めて東濃、岐阜の二圏域を捉えますと、岐阜県全体の発展のために期待される役割と

取り組むべきテーマが見えてまいります。

まず東濃圏域は、現在建設が進められておりますリニア中央新幹線によつて首都圏と一時間弱で結ばれ、岐阜県の東の玄関口になります。東京に住む人や企業、外国人観光客にとつて、トンネルを抜けると豊かな自然や伝統文化、おいしい食材など、本物の日本に触れることができるなど、人やモノの流れが大きく変わる可能性があります。そのため、開業までの限られた期間の中で、地盤が強く地震に強いという特性も生かしながら、魅力的なまちづくりを行うとともに、企業誘致や観光などの産業振興、さらには移住・定住の促進に向けて一刻も早く取組を進める必要があります。

他方、岐阜圏域を見ますと、岐阜県の顔であり県都である岐阜市におきましては、公園の整備や柳ヶ瀬の再開発が進められておりますが、高島屋の撤退に象徴されるように、残念ながらがかつてのようなまちのにぎわいには至っておりません。その一方で、岐阜県の南の玄関口である新幹線岐阜羽島駅周辺では、多くの外国人観光客が駅近くの比較的安価なホテルに滞在して、ここを拠点に東京、大阪、京都、高山などの日帰り旅行を楽しんでおりますが、近くにある岐阜圏域の観光地を訪れていないのが実情でございます。

また、八月三十日には東海環状自動車道が県内全線開通となりましたが、岐阜市内唯一のインターチェンジとなります岐阜インターチェンジ及び岐阜大学周辺をいかに活用するかも重要な課題となっております。これから両圏域は岐阜県の重要な玄関口であるため、県全体の発展に大きな影響力を持つものとして計画的、戦略的なまちづくりを行う必要があります。

以上、申し上げてまいりましたように、県内各圏域には様々な資源や潜在力がございます。今後これらをさらに有効に活用し、その力を十分發揮させるため、高速道路をはじめとする幹線道路ネットワークに加え、東

海道新幹線やリニア中央新幹線、さらには新たな交通システムの整備によって有機的に結びつけ、人やモノが集まる岐阜県を実現し、岐阜県の均衡ある発展を目指してまいります。

次に、次世代型路面電車、いわゆるLRTの導入を含めた岐阜圏域のまちづくりの今後の取組方針についてお答えをいたします。

今も申し上げましたとおり、県都であり岐阜圏域の中心である岐阜市の現状を見てみますと、市内の百貨店が次々と閉店するなど、商いのまちとしてのかつてのにぎわいが失われております。

先般、岐阜市が行った最新の調査によりますと、柳ヶ瀬地区における歩行者、自転車通行量は、昭和五十年代後半と比較して八五％減少しております。また、先月公表された地価調査では、三十年間一貫して地価の下落が続いており、バブル期前の地価と比べても十分の一まで落ち込んでおり、直近の二十年でも地価は半減し、今なお下落が続いているという状況でございます。

他方、岐阜市内には、金華山、岐阜城、そして川原町、国際会議場やスポーツ施設、音楽ホールもあり、さらには金公園や岐阜城楽市の整備といった取組も行われておりますが、残念ながら今のところ人やモノの流れに大きな変化をもたらす状況には至っておりません。

県都である岐阜市の活性化のためには、県としてもこれらを有機的に結びつけ、まちのにぎわいにつなげていくことが必要であり、高速道路網など広域ネットワークが整備される今こそ、岐阜市の取組やそこにある資源を最大限に活用して、町なかに人やモノを呼び込み、潜在的な魅力を引き出すことによって岐阜圏域全体ににぎわいを実現していくことが重要と考えております。

こうした取組を具体化するため、現在、県庁内の関係部局で構成する未来のまちづくり検討プロジェクト

ームにおいて議論を進めているところでございます。このプロジェクトチームにおきましては、私が知事に就任した際にお示しした安心とワクワクのテーマの下、人やモノが集まる岐阜県を実現するための目指すべき十の目標をベースとして、岐阜圏域が目指すまちづくりの五本柱を設定しております。具体的に申し上げますと、第一に「こどもやお年寄り、すべての人が輝くまち」、第二に「クリーンで環境に優しい洗練されたまち」、第三に「巡って楽しい便利で快適なまち」、第四に「人やモノを呼び込む魅力豊かなまち」、最後に「災害に強く安全で安心なまち」でございます。

これらの五つの柱に基づき、岐阜圏域におけるまちづくりを進めるに当たっては、ここに住む人やここを訪れる全ての人にとって便利で快適な移動サービスが重要となります。

現在、県庁所在地などにおける活性化の成功事例や海外の先進事例などを踏まえ、次世代型路面電車、いわゆるLRTを有力候補として、新たな交通システムの導入を検討しているところでございます。具体的には、議員が御指摘されましたとおり、宇都宮市、そして富山市をはじめ国内外の先進事例の調査・分析を行いますとともに、岐阜圏域の交通状況などの分析も進めておるところでございます。

例えば、LRTの先進地であるフランスのストラスブールというまちがでございますが、ここは人口二十九万人、周辺を含む都市圏人口は五十一万人で、岐阜圏域より少し小さい規模でございますが、岐阜圏域と同様、かつてあった路面電車がモータリゼーションの進展等によって廃止された経緯があります。その後、中心市街地は大きく衰退いたしました。三十年余りの時を経て、路面電車をLRTに進化させて再整備し、一般車両の進入規制と併せて歩くまちを実現したことにより投資が促進され、シャッター通りが解消されるなど、市街地活性化の成功例として世界的にも高い評価を得ているところでございます。

こうした事例を参考にしながら、新たな交通システムの導入エリアやルートについて関係者と協議しながら、道路交通への影響、必要な用地、利用者の需要、運行計画や施設計画などを含め、調査・検討を行っているところでございます。

また、本議会に上程させていただいております補正予算を活用して、事業スキームや既存バス路線の再編、パーク・アンド・ライド拠点、概算事業費等の検討を進めてまいりたいと考えております。

こうした新たな交通システムの導入に向けましては、議員御指摘のとおり、地域の住民の声や関係者の意見を十分に踏まえて検討を進めることが重要でございます。先月には、岐阜市東部地域の自治会の皆様から御要望をいただき、意見交換を行ったところであり、今後もしこうした場を積極的に設けていきたいと考えております。また、先日、経済界、商店街、交通事業者、関係市町を交えた岐阜圏域のまちづくりに関する懇談会を開催するなど、岐阜県のまちづくりにつきまして、様々な立場の方々から率直な御意見を伺ったところでございます。

引き続き関係者と協議しながら、実現可能性を含めた調査・検討を進めるとともに、今年度末を目標に、岐阜市や羽島市、交通事業者、警察など関係機関で構成する検討体制を構築し、新たな交通システムの在り方、事業計画、採算性などについて、丁寧かつスピード感を持って議論を進めてまいりたいと考えております。今後検討を進めるに当たりましては、一定の議論が進んだ段階ごとに積極的に情報開示をするなど、県民の皆様の御理解を得ながら進めてまいります。

次に、ソフトピアジャパンの今後の方向性についてお答えをいたします。

ソフトピアジャパンプロジェクトがスタートしました平成八年頃は、バブル崩壊の影響などから、繊維をは

はじめとする県内主要産業の衰退が顕著となっており、産業構造の転換と新たな基幹産業の創出が求められていた時代でございます。

実はソフトピアジャンの建設当時、私は通商産業省の情報処理振興課の課長補佐としてこのプロジェクトに関わっておりました。まさに私にとつても思い入れのあるプロジェクトでございます。

本プロジェクトでは、異業種の交流・連帯による付加価値創造を基本理念に掲げ、情報産業の振興と既存産業の情報化・高度化に向けて、研究開発や人材育成、さらには先端企業の誘致など、幅広い施策を展開してまいりました。その結果、当初の十年間で本県の情報サービス業の事業所数は約三・九倍に増加し、全国第一位の伸びを示したほか、従業者数は約一・五倍、売上高も約一・六倍に拡大いたしました。その後もソフトピアにはIT企業や関連機関が進出し、現在では約百五十社、就業者数二千百名、売上高は実に六百億円を超える規模に成長するなど、産業政策として一定の役割を果たしたものと考えております。

その後、私は岐阜県に出向いたしましたして、商工労働部長としてソフトピアの活性化とIAMSの存続問題を担当することになりましたが、ちょうどその頃、議員御指摘いただきましたセカイカメラやフィンガーピアンなど、スマートフォンの普及とともにソフトピアに在籍する企業から次々と新たな技術や製品の開発が行われたところでございます。

今回、改めてソフトピアの今後について検討をするに当たりまして、前提とすべきはAI、人工知能であると考えております。近年、人間の知能を超えるようなAIや自律的に行動するロボットの開発が進むなど、IT分野の技術革新のスピードは目覚ましく、今後の三十年はさらに加速度的な進化が予測されます。このため、ソフトピアには、劇的に進化する情報技術に対応し、IAMSと共に最新技術やその利用可能性を企業や県

民の皆様に分かりやすく示していただくことが求められます。そうした状況を踏まえ、ソフトピアには新たな三十年を切り開くＩＴ拠点として、次の三つの役割を担っていただきたいと考えております。

第一に、分野を超えたオープンイノベーションの推進でございます。特に、これまでコンピューターとは無縁と思われたような分野におけるＡＩの活用は、新たなサービスやビジネスの可能性を開くものと期待されます。幸い、現在ソフトピアには、斬新なアイデアと優れた技術を持つスタートアップや女性の感性を生かしたビジネスを展開するベンチャーなど個性的な企業が多数集積しております。集積企業と県内企業をマッチングし、異業種の交流・連帯による新たな製品・サービスを生み出すことで、双方の成長につなげてまいります。

第二に、これは議員に御指摘いただいたところでございますけれども、女性や若者など多様な人材の活躍に向けた情報技術の活用でございます。特に子育て中の女性など、短時間勤務を希望する方々の柔軟な働き方を實現する働いてもらい方改革には、テレワークの推進や単純作業の自動化など、デジタル技術の活用が不可欠でございます。そのため、デジタル技術の活用によつて職場環境を変革できる人材を育成するとともに、企業の経営改革を伴走して支援する取組にも注力してまいりたいと考えております。

そして三つ目に、最先端の技術やアイデアが集まる場づくりでございます。これまでになかった新たなサービスを生み出すためには、オープンイノベーションの環境や多様な人材が活躍する姿を全国に発信するとともに、最新技術の開発、実証を行うことができる施設や設備を整えることが必要でございます。このため、民間の運営ノウハウや外部資金を活用するなど、あらゆる可能性を探りつつ、成果につながる取組を進めてまいります。

最後に、国際交流や海外トップセールスの継続的な取組についてお答えをいたします。

本県における国際交流や海外トップセールスを行うに当たっては、豊かな自然や世界に誇る歴史、文化、伝統産業など岐阜の魅力を最大限に活用しつつ、各国とのネットワークを築く努力を重ね、これまで三十以上の国・地域と交流を深めてまいりました。また、草の根の交流事業を展開する市町村、教育機関、国際交流団体は、把握している範囲で県内で百四十団体に及び、四十以上の国や地域との間で交流が行われているところでございます。こうした取組は、県民の国際理解の促進に寄与するとともに、在住外国人や観光等で来県される外国人の方々に敬意とおもてなしの心を持って接する基盤の形成に貢献しているものと認識しております。

また、海外へのプロモーションでは、食品見本市や旅行博などを通じて、本県の観光・食・モノの魅力を積極的に発信してきており、県産品の輸出量は大幅に拡大し、インバウンドも過去最高を更新しているところでございます。

今後の国際交流におきましては、世界屈指の平和で安全で清潔な国としての日本に対する関心の高まりを踏まえ、世界が憧れる岐阜県づくり、県民が誇りを持てるふさとづくりに向け、岐阜県の持つ様々な魅力を磨き上げ、これまで培ってきた交流の成果に加え、ビジネスや観光だけでなく、若者や子供たちなどの交流を進めることで、市町村や関係団体が特性や強みを生かした、より深く幅広い交流を実現できるよう後押ししてまいります。

ちなみに、先般行われました東京オリ・パラ大会を契機としたカナダとの交流でございますけれども、カナダ陸上チームによる東京二〇二五世界陸上事前合宿、これは岐阜県で行われましたけれども、この歓迎セレモニーでは、県内中学生による英語やフランス語でのカナダ国歌の披露、大変感動しておられました。そして、十二校による応援メッセージ、動画など、心を込めたおもてなしに選手団の皆様は大いに感激しておられまし

た。参加していただいた中学生、高校生の皆さんにとっても極めて貴重な経験であり、国際交流の重要性を改めて認識したところでございます。司会をやっている高校生は全て英語で司会を進めておりました。

次に、トップセールスに係る今後の展開ですが、本県の魅力を世界に発信し、インバウンドの増加や県産品の販路拡大につなげるためには、ターゲットとする国や市場を見極め、岐阜県の強みを戦略的に売り込んでいくことが重要でございます。

近年、アジアや欧米、オーストラリアを中心に、訪れたい地域として白川郷や飛騨高山などは極めて高い人気を誇っていますが、残念ながらそれが岐阜県にあるとの認識は低いと言われています。コロナ終息後、海外からの来客が増えている郡上八幡や下呂温泉、さらには今後人気が高まると期待される関ヶ原古戦場がいずれも岐阜県にあることをしっかりと発信し、点から面への展開を図り、訪れてみたい地域としての岐阜県の認知度を高めてまいります。

そもそも岐阜県は、世界に誇るべき歴史、伝統、文化、地場産品や食材が豊富にある一方で、それぞれが単品でのプロモーションを行ってきたという取組が主流でございました。現在、観光のスタイルが従来の見るや食べるから体験する・学ぶに変わりつつある状況を踏まえ、例えばたくみの技を育んだ歴史や文化の探訪や、健康や癒やしをテーマに清流や登山に食を加えたプログラム、さらには座禅と茶の湯に武道を加えるなどテーマにストーリー性を与え、岐阜県の名とともに世界に発信することで、本県の存在感を高め、県民、とりわけ若者が誇りを持てる地域づくりにつなげてまいります。

今後、改めて本県の持つ資源を発掘し、磨き上げるとともに、日本に來られる外国人観光客の文化や慣習、関心などを丁寧に分析しながら、世界における岐阜県の価値をさらに高めるよう、トップセールスを行ってま

います。

○議長（小原 尚君） 四十番 伊藤秀光君。

〔四十番 伊藤秀光君登壇〕

○四十番（伊藤秀光君） 御答弁ありがとうございます。

次に、誰もが安心・安全に暮らせる社会の実現について、三点お伺いいたします。
最初に、認知症予防研究への取組についてお尋ねします。

本県でも高齢化の進展は著しく、認知症は喫緊の課題となっています。国の推計によれば、二〇二三年の認知症高齢者数は約四百四十三万人ですが、二〇三〇年には約五百二十三万人に達すると見込まれています。

さらに、慶応義塾大学と国の共同研究グループの発表によれば、認知症に係る社会的費用は、医療費や介護費、労働生産性の損失などを合わせて年間約十四・五兆円に上り、二〇六〇年には約二十四兆円に達するとの推計も示されています。世界アルツハイマーデーの九月二十一日の日経新聞の朝刊にも、「認知症社会、縮む労働力」と題して経済的損失の大きさが書かれてあります。認知症予防の重要性を改めて感じています。

なお、近年の研究では、認知症の発症を遅らせることや進行を緩やかにできることが明らかになってきました。例えば、高血圧や糖尿病の管理、難聴や視覚低下への対応、運動や食生活の改善、人との交流といった複数の要素を組み合わせた生活習慣改善が有効とされ、エビデンスも蓄積されています。

県内では、既に私の令和二年二月の質問で、本県市の「脳を元気にする教室」を紹介いたしました。最近では、この本県市のグループでは、これまでの成果のエビデンスの確立に向けて、県内の大学と研究を共有しつつ、論文発表に至る方向まで進んできているようであります。

県議会でも、これまで多くの議員が認知症予防について取り上げられておられますが、認知症予防のメリットは、本人はもちろん、御家族の精神的、経済的負担や社会保障費全体の軽減を考えると、まさに三方よし以上の効果があります。

江崎知事も御自身の著書の中で、認知症の発症を遅らせることによって医療費・介護費を軽減し、その資金を支援に振り向けることで社会全体が安定化すると述べています。こうした背景を踏まえれば、認知症予防に関する研究を進めることは、本県にとっても極めて重要です。県が主体的に研究に取り組むこと、あるいは大学や医療機関と連携して研究を積極的に支援することは、将来の医療費削減や県民の幸福度向上に直結する投資であると考えます。

そこで質問です。県民の健康寿命の延伸と持続可能な社会保障制度の確立のため、県として認知症予防の研究に自ら取り組む、あるいは研究を積極的に支援していく考えについて、知事にお尋ねします。

次に、岐阜県犯罪被害者等支援計画に基づく取組状況と次期計画についてお尋ねします。

残念ながら、無差別の相手や弱者を狙った理不尽な事件や犯罪が後を絶たず、日々多くの人が被害に遭われています。テレビ報道では、被害者の顔が映し出される一方、加害者にはぼかしがかかるという理解し難い状況があります。ある日突然平和な日常が断ち切れ、命や尊厳が脅かされる現実を連日のように目にすること強い危機感を抱いています。

中でも私が心を痛めたのが、十八年前に起きましたいわゆる闇サイト殺人事件です。自宅まであと百メートルの場所で、当時三十一歳の女性が男たちに車に連れ込まれ、カードで金を引き出すために命を奪われました。女性は、親より先に死ぬことほど親不孝はないと泣いて命乞いをされたと聞きます。被害者の母親の講演を拝

聴するたびに怒りと悲しみでつらくなり、犯罪被害者に寄り添うことの難しさを痛感します。最愛の一人娘を突然奪われた母の悲しみや悔しきは察するに余りあります。

また、先日、令和元年に三十六人が犠牲となった京都アニメーション放火殺人事件の遺族による講演会が岐阜市内で開かれ、遺族の方が事件後、感情の整理がつかない中で励みになったのは、カウンセリングや支援者の声かけのおかげと報道されており、被害者支援の重要性を痛感しました。

私も先日、犯罪被害者等支援について学ぶ講座を受講しましたが、犯罪被害者の支援にはきめ細やかな配慮や優しい言葉遣いが大切という講師のお話にも深い感銘を受けました。また、ぎふ犯罪被害者支援センターを訪問した際には、以前より多くの方が対応に追われている様子を拝見し、被害者が増加していることを察し、改めてさらなる支援の必要性を感じました。特に広域的な対応が必要となる現状を考えると、交通費の負担なども含め、よりきめ細かな支援体制の構築が必要です。

県は、岐阜県犯罪被害者等支援条例に基づき、令和四年度から五年間を計画期間とする岐阜県犯罪被害者等支援計画を策定しています。その計画では、途切れない支援を実現する体制整備、被害者等が安心して暮らせる支援の提供、被害者等を支える社会の形成の三つの方向性で施策を進めています。

本計画は今年で四年目を迎え、次期計画を検討すべき時期にあります。犯罪被害者の支援の重要性は現実として増すばかりであります。支援を必要とされる方が増えている現状では、次期計画策定は極めて重要だと思えます。

そこで質問です。県犯罪被害者等支援計画について、現計画に基づくこれまでの取組状況と、それを踏まえた次期計画策定への考え方について、現時点での方針を環境エネルギー生活部長にお伺いします。

次に、サイバー犯罪対策の人材確保と育成についてお尋ねします。

近年、サイバー犯罪は巧妙化し、県民生活を脅かす重大な脅威となっています。金融機関や宅配業者に偽装したいわゆるフィッシング詐欺では、実在する企業を装ったメールなどから偽のウェブサイトに誘導し、アカウント情報やクレジットカード情報を不正に入手する手口が横行しています。偽サイトは本物と見分けがつかないほど精巧で、気づいたときには既に多額の損害が生じている例も増えています。知らないうちに自分の口座から不正に送金されていたという被害に直面した場合、その衝撃は計り知れません。

警察庁のまとめによると、令和六年におけるクレジットカードの不正利用被害額は約五百五十五億円で、過去最多となっています。本県でも、令和六年のサイバー関連相談件数は増加傾向にあり、不正アクセスやセキュリティに関するものは五百二十四件で前年比百七十四件増、クレジットカード番号の盗み取りなどに関するものは三百九十二件で、前年比百四十九件増となっています。

このように身近な被害が広がる中で、県警のサイバー人材の確保や育成は急務と言えます。民間調査によれば、全国で約十一万人のサイバーセキュリティ人材が不足していると言われ、それを補うために国家資格、情報処理安全確保支援士を二〇三〇年までに五万人に増やす目標が掲げられています。しかし、今年四月時点で約二・四万人にとどまり、目標との差は大きく、セキュリティ体制の強化は喫緊の課題です。

そこで質問です。巧妙化するサイバー犯罪の脅威に対して的確に対応していくための人材確保と育成にどのように取り組んでいくのか、警察本部長にお伺いをします。

ここで三回目の質問を終わります。

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、認知症予防研究への取組についてお尋ねをいただきました。

高齢社会におきまして、認知症は心身の衰えであるフレイルとともに重点的に取り組むべき社会課題であり、人生百年時代を健康で豊かに生き切るためには、これを適切かつ効果的に予防していくことが重要でございます。

特に認知症は、先進国を中心に高齢化が進む世界共通の重要課題となっております。本県におきましても、六十五歳以上の認知症高齢者数は、二〇三〇年には約十二万三千人まで増加し、高齢者の約五人に一人が認知症になると想定されているところでございます。

他方、認知症は、事故などによる脳機能の損傷に伴うものなどを除けば、老化と密接に関連するものであることから、原因究明や治療薬の開発が極めて難しいと言われており、発症予防や進行を遅らせるための研究や取組が極めて重要となっております。

現在、国内をはじめ海外におきましても、国や大学、民間企業などが主体となり、認知症の原因物質や遺伝子の究明のほか、予防や進行抑制についての研究も進められております。これまでの研究によりますと、認知症の多くを占めるアルツハイマー型認知症や血管性認知症は、高血圧や糖尿病といった生活習慣病と密接に関連しており、その予防には、バランスのよい食事、定期的な運動習慣などの取組が重要とされております。また、ボランティアなどの社会活動への参加割合が高いほど認知症の発症リスクが低いという研究結果もあり、高齢者の社会参加や社会貢献を後押しする施策も必要と考えられます。

このように、認知症の予防に向けましては、国や大学などの専門機関によって一定の研究成果が出ておりま

すことから、県としては、こうした研究成果の社会実装に向けた役割を市町村や関係団体と共に担ってまいりたいと考えております。

そこで、現在岐阜県では、ねりんピックを契機として、フレイル予防を目的としたぎふモーニングプロジェクトを進めておりますが、本プロジェクトがテーマとする「美味しい、楽しい、ワクワク」は、栄養、身体活動、社会参加の三要素の日常的提供を目的としており、認知症予防にも効果があると考えられます。年明けからはこのプロジェクトを発展させ、喫茶店を利用する県内在住の高齢者を中心とする成人八百名を対象に、物忘れなど記憶に関する認知機能をはじめ、たんぱく質や脂質、炭水化物、カルシウムなどの摂取栄養素、歩数といった身体活動、さらには外出や人付き合いなどの社会参加に関するデータなどを取得し、大学等の研究機関と共に認知症やフレイルの予防に資する研究などの活動につなげてまいります。

また、今後県内において整備・普及を予定しておりますアグリパークの取組も、高齢者に役割と生きがいを提供し、認知症予防に資することが期待されます。こうした取組を通じて、健康長寿といえれば岐阜県、認知症やフレイル予防といえれば岐阜県と言われるよう、現在私が務めております内閣府の健康・医療戦略参与としての立場も活用しながら全国に発信してまいります。

○議長（小原 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 犯罪被害者等支援計画に基づく取組状況と次期計画についてお答えします。

県では、犯罪被害の相談窓口の設置や被害者等に伴走支援するコーディネーターの配置、関係機関による支

援調整会議の開催など、切れ目のない支援を行う体制を整備し、運用してまいりました。

また、被害者等の生活支援に当たっては、弁護士や臨床心理士による無料相談や転居費用に対する支援を行っておりますが、今年度から社会福祉士による無料相談を開始したほか、犯罪被害遺児激励金を増額するなど、支援策の充実も着実に進めてきております。さらに、犯罪被害者等を支える社会づくりに向けて、県民や企業、市町村職員に対するセミナーや研修会も開催をしております。

一方、現在、国では犯罪被害者等基本計画の改定作業が行われており、犯罪被害者等に対する支援内容や被害者に接する方への研修の充実などが論点とされております。

県の次期計画の策定に当たっては、国の論点も踏まえつつ、現行計画の検証を行い、有識者や関係機関、団体などから御意見を伺いながら、支援の充実、体制の強化に向けた検討を行ってまいります。

○議長（小原 尚君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） サイバー犯罪対策の人材確保と育成についてお尋ねがございました。

県警察におきましては、サイバー分野における高度な専門的知見及び技術を有し、即戦力となる人材の採用選考や、情報技術に関し一定の素養を有する、そのような人材を採用するための試験区分の実施など、サイバー人材の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

また、特に本年度は、サイバー犯罪捜査官として民間企業から中途採用した職員をサイバー部門に配置したところでございます。

さらに、サイバー捜査部門の業務への関心を高めてもらうため、去る八月には、県内の大学生や高校生を対

象といたしまして、情報技術に関する知識や技能を競う競技会、これをGIFU CYBER QUEST FOR STUDENTSと申しておりますけれども、このような競技会を開催し、若者の人材発掘に向けた取組も行っております。

一方、人材育成については、警察部内での研修や検定を実施しておりますほか、警察庁のサイバー特別捜査部などへの出向や民間研修への参加による専門的知識・技術の習得、専門資格の取得の支援など、サイバー空間の脅威への対処に必要な能力向上に努めております。

県警察におきましては、深刻化するサイバー犯罪の状況に的確に対応するため、引き続きサイバー人材の確保及び育成に取り組んでまいります。

○議長（小原 尚君） 四十番 伊藤秀光君。

〔四十番 伊藤秀光君登壇〕

○四十番（伊藤秀光君） 御答弁ありがとうございます。

次は、持続可能な農林業と自然共生の取組について、三点お伺いします。

まず初めに、環境調和型農業の取組についてお尋ねします。

知事はさきの議会で、新たな農政の基本計画では、食料自給率の向上を最重要テーマとして、生産と販路の拡大を両輪で進める方針を示されました。これは本県の農業政策において大変重要な方向性です。もともと、単に生産量を増やすだけでは自給率の底上げにはつながりません。増やした生産物を確実に消費につなぐための販路の拡大が重要であり、そのためには消費者に選ばれる農産物づくりが求められます。

今日の消費者は、価格や量に加え、安全性や環境への配慮といった付加価値を重視して購買行動を決定しています。特に有機志向や環境意識の高まりは顕著であり、そのニーズに応えることが農業の持続的発展に不可

欠です。国でも、令和三年にみどりの食料システム戦略を掲げ、二〇五〇年までに化学農薬をリスク換算で五〇％低減することや、有機農業面積を耕地面積の二五％に拡大することなどの数値目標を設定しています。これは、持続可能な農業を通じて食料安全保障を強化する国家戦略です。

本県では、ぎふ清流GAP評価制度など、環境や安全に配慮した取組を進めてきました。これらは県産農産物の信頼性を高める有効な仕組みですが、県民や市場の幅広いニーズに応え、自給率を着実に高めるには、さらに踏み込んだ展開が求められます。

こうした中、今定例会では、新計画の骨子案において、環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みを構築するとの方針が示されました。

そこで質問です。新たな農政の基本計画における環境調和型農業について、具体的にどのような取組を進めていくのか、農政部長にお伺いします。

次に、林業経営が困難な針葉樹人工林の管理についてお尋ねします。

我が国の森林は、戦後の拡大造林政策により、全国各地に杉やヒノキといった針葉樹が多量に植えられています。本県においても、県土の約八割を占める森林面積のうち、約四五％が人工林です。これらの多くが伐採時期を迎えているものの、十分に管理されていない状況であります。特に奥山に広がる針葉樹人工林は、林道整備が不十分なため、伐採や搬出に多大なコストを要します。加えて、国産材価格は長期的に低迷しており、林業経営として採算が合わず、必要な間伐が滞る事例も見られ、森林の荒廃は進みつつあります。

現在、奥山など林業経営が困難な森林では、県独自の森林環境税を活用して間伐を推進し、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収などの公益的機能の発揮を図っています。しかし、今後は針葉樹一色の人工林を見直し、

広葉樹林や針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林へ誘導していくことが必要ではないでしょうか。広葉樹が加わることで落葉により土壌が豊かになり、水源涵養や生態系保全の機能が高まるほか、景観資源として観光面での価値も増し、地域活性化にもつながるメリットがあります。

ちなみに、飛騨市では、令和二年、飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムを立ち上げられました。また、私も受講しましたが、地域活性化センターが主催する広葉樹のまちづくりをテーマにした講座が飛騨市で開催されるなど、積極的に取り組んでおられます。

そこで質問です。林業経営としては、採算が合わない奥山の杉やヒノキの人工林を今後いかに適正に管理していくのか、県としての基本的な考え方と具体的な取組について、林政部長にお伺いをします。

次に、狩猟者の確保と活動への支援についてお尋ねします。

近年、野生鳥獣による被害が全国的に深刻化しており、特に熊による人身被害が急増しています。北海道では、人が熊に襲われ死亡する痛ましい事件が相次ぎ、岐阜県内でもツキノワグマの目撃情報が多数寄せられ、先月中津川市で高校生が襲われてけがをする事件が発生しました。

また、ニホンザルによる農作物被害も深刻で、先日政策オリンピックで支援対象となったニホンザル対策について、AIを活用した行動追跡や捕獲に取り組む飛騨市神岡町を特別委員会で見学しました。現地では、猟友会の狩猟者から、猿は警戒心が強く捕獲が難しいとの声も伺いました。

こうした中で、先月、改正鳥獣保護管理法が施行され、いわゆる緊急銃猟制度の運用が開始されました。これは、熊やイノシシが住宅などに侵入し、人の生命や身体への危害防止のため緊急の対応が必要な場合、市町村長の判断で発砲が可能となるものです。これにより、現場の最前線を担う狩猟者の役割は一層重要になっ

てきます。

しかし、狩猟者の現状は、深刻な人手不足と高齢化に直面しています。そのような中にあっても、平時の巡回や夜間・緊急時の出勤など献身的な活動を続けておられ、地域の安全を守るために狩猟者の存在が不可欠であります。

そこで質問です。緊急銃猟制度の開始など狩猟者の役割の重要性が高まる中、狩猟者の確保や活動への支援として、県はどのような取組を行うのか、環境エネルギー生活部長にお伺いをします。

ここで四回目の質問を終わります。

○議長（小原 尚君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） 環境調和型農業の取組についてお答えいたします。

環境調和型農業とは、生産性を確保しつつ、化学肥料や農薬、温室効果ガスの削減等の取組により環境への負荷を軽減し、持続可能な農業を目指すものであり、安全・安心で地球環境にも配慮した農産物を求める消費者ニーズに合致した取組と考えております。このため、新たな基本計画では、環境と調和した農業生産の取組を認定する国の制度であるみどり認定を活用し、消費者に分かりやすくかつ生産者が取り組みやすい本県独自の新たな仕組みづくりを検討しております。

具体的には、環境に配慮した有機農業や減農薬栽培など様々な取組に加えまして、農産物の生産工程を管理し、安全・安心を確保するぎふ清流GAP評価制度の視点を取り入れた岐阜県版みどり認定制度の創設を考えております。今後は、多くの生産者がこの制度に取り組み、消費者にも環境調和型農業への理解を深めていた

だきながら、食べたいものを地元で作る地消地産を推進してまいります。

○議長（小原 尚君） 林政部長 久松一男君。

〔林政部長 久松一男君登壇〕

○林政部長（久松一男君） 林業経営が困難な針葉樹人工林の管理についてお答えします。

県では、平成二十九年度からスタートした第三期森林づくり基本計画において、奥山などの林業経営が困難な針葉樹人工林、約十三万ヘクタールを環境保全林として位置づけ、多様な樹種で構成され、管理に人手をかけなくても山地災害リスクの低減など、公益的機能の維持が期待できる針広混交林へ誘導する方針を定めました。これまでは、針広混交林へ誘導する施業方法が確立されていないため、間伐を繰り返すことで広葉樹の導入を促してきました。

しかしながら、一、二回の間伐では、実施後数年で成長に不可欠な日光が林内に届かなくなり、さらに鹿の食害もあることから、芽生えた広葉樹が成長できないことが確認されています。このため、五月に森林科学や森林動物管理学などの有識者から成る検討チームを設置し、林内の明るさを長期間保つ列状での伐採手法や、いわゆる狩猟者と連携した鹿食害対策の検討を進めています。今後は、こうした議論に基づき、針広混交林へ誘導する施業方法の確立に向けたモデル事業を実施してまいります。

○議長（小原 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 狩猟者の確保と活動への支援についてお答えします。

県内の狩猟免許所持者、いわゆる狩猟者の数は、直近十年間では四千五百人から五千人程度と横ばいで推移

しておりますが、令和六年度末時点で六十歳以上の方が約半数を占めております。そのため、県では、農作物や人に被害を及ぼす有害な鳥獣を捕獲する担い手としての狩猟者を継続して確保していくことの重要性を踏まえ、特に若者向けの対策に取り組んでまいります。これまでも、狩猟免許試験の事前講習、受験料の学割制度を実施してきたところですが、新たに若者に対し狩猟の魅力を伝えるセミナーも開催し、若い世代の狩猟に対する関心を高めてまいります。

また、狩猟者の活動への支援として、捕獲技術の向上に向けた研修や有害鳥獣捕獲に関する県野生動物管理推進センターなどからの助言を行ってまいります。加えて、緊急銃猟制度の開始も踏まえ、銃を撃つことができる狩猟者を対象とした事故防止研修会を開催するなど、狩猟者の安全な活動に資する取組も引き続き進めてまいります。

○議長（小原 尚君） 四十番 伊藤秀光君。

〔四十番 伊藤秀光君登壇〕

○四十番（伊藤秀光君） 御答弁ありがとうございます。

次は、子供、若者の健全育成について、三項目、五点お尋ねします。

最初に、異学年集団による学び合いの具体的な取組についてお尋ねします。

さきの議会の県政自民クラブの代表質問の際にも、知事肝煎りの政策、異学年集団による学び合いの考え方について、知事に直接お尋ねをしました。その際、知事は、互いを認め合い、支え合うことで、自己肯定感や思いやりの心、コミュニケーション能力が育まれ、いじめや不登校の解消にも有効と答弁されました。一方で、知事は、従来の教育スタイルと大きく異なるため、教員の受け止め方は複雑で、導入時の学校側のハードルが

高いとの課題も上げられています。

実際、現場としては、複数学年にわたる学習指導要領を同時に扱う授業準備の負担や内容の複雑化、また学力や進学への影響を懸念する保護者への丁寧な説明が必要となります。したがって、導入に当たっては、教育的意義を認識しつつ、現場の声を丁寧に取り、段階的で無理のないスキームを構築することが重要です。

そこで質問です。先般の岐阜県総合教育会議でも議論された異学年集団による学び合いについて、実際に教育現場を預かる県教育委員会として今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

次に、県立高校におけるタブレット端末の活用についてお尋ねします。

県教育委員会は、これまでの県立高校の生徒が授業などで使用したタブレット端末について、来年度入学生から公費での端末整備を行わない方針としました。これまで国の臨時交付金を活用して端末を整備していましたが、来年度からは各家庭で準備することとなり、この整備の方針変更に多くの家庭が驚きと戸惑いを感じています。

ここで問われるべきことは、タブレット端末の活用による教育的効果や一人一台の必要性の意義であり、それを県民にしっかりと説明する責任があるということです。ICT教育の意義を否定するものではありませんが、導入時は、コロナ禍でのオンライン授業の実施という背景があったことや現代社会ではデジタルリテラシーが不可欠であり、端末を通じた学びは主体的・協働的な学習を促す力となります。

しかし、現状では、授業や課題で端末がどのように使われ、学びの質がどう高まったのか、その成果が十分に示されていないと感じます。特に県立高校には多様な学科があり、それぞれ教育内容や必要とされる学習ツールが異なります。そうした中で、家庭負担を強いてまで一律に一人一台を整備することが本当に妥当なので

しょうか。必要最小限の台数を学校に備え、授業時に貸与する方法や検索やアプリを活用するならスマートフォンでも十分可能では。そして、こうした検証結果を中学生の子を持つ家庭を中心に丁寧に説明し、納得の上で準備していただくことが必要ではないでしょうか。

そこで質問です。タブレット端末の活用について、一人一台の根拠も含め、教育的効果や必要性の意義をどのように考え、県民にどう説明していくのか、教育長にお伺いをします。

次に、子供の豊かな人格と心を育む取組として、郷土の偉人に学ぶ教育についてお尋ねします。

今年は戦後八十年という節目の年を迎えました。戦後僅か十九年後には東京オリンピックが開催され、新幹線や名神高速道路が開通し、日本は世界が驚くほどのスピードで復興を成し遂げました。これらは、戦地から復員した兵士さんたちが日本の再建のために立ち上がった不屈の努力と情熱のたまものです。その後、大阪万博が開催されるなど、社会全体には活気があり、人々には希望と誇りが満ちあふれていました。

一方で、現在は失われた三十年と言われる停滞が続き、社会の不安定さが深刻化しています。昨年は、十代の自殺者が三年連続で五百人を超え、闇バイトや巧妙な詐欺、教師や警察官による不祥事、さらには安易に家族や他人を殺傷するという事など、信じ難い事件が日常的に報道されています。戦後八十年の節目を迎えた今こそ、私たちはもう一度生活規範や道徳観といった人としての基本を幼少期からしっかりと身につける教育を重視すべきだと考えます。以前、その一つの手段として、マナーキッズプロジェクトを議会で紹介しました。もう一つ、郷土の偉人に学ぶ教育の充実もまた有効な手段として重要だと考えられます。地元の偉人がどのような志を抱き、困難を乗り越えてきたかを知るには、かけがえのない学びの機会となります。

例えば、県の偉人として、東濃岩村藩出身の幕末の儒学者、佐藤一斎が上げられます。佐藤一斎は、江戸幕

府の直轄の教育機関である昌平坂学問所の儒官を務めていました。彼の著書「言志四録」は代表的な教訓書で、自己修養や人格形成の大切さを説き、日々の努力と学びを通じて個人の成長と社会への貢献を目指す心構えを示したものです。今なお多くの経営者に愛読され、西郷隆盛や吉田松陰、坂本竜馬など明治維新の立て役者にも大きな影響を与えた人物です。ある意味、佐藤一斎がいなければ、今の日本はなかったと言っても過言ではないと思います。

また、手前みそですが、私の地元大垣では、第二代鉄道庁長官の松本莊一郎氏、京浜急行電鉄創業者の立川勇次郎氏、南満州鉄道総裁の野村龍太郎氏など、日本の鉄道の未来を切り開いてきた偉人を数多く輩出しています。鉄道は大垣人と言われるゆえんもそこにあります。

県でも、かつて二十一人の郷土の偉人をたたえる先人顕彰室が県図書館に設置されていました。また、副読本として、古田織部や下田歌子らを題材にした分かりやすい漫画本も発刊されていましたが、現在いずれも廃止されており、残念に思います。先人顕彰室や漫画副読本を通じ、郷土の偉人に触れることは、子供たちが郷土の歴史を身近に感じられるとともに、大きな自信と誇りにつながります。道德教育が叫ばれる昨今、郷土の偉人教育は、まさに人間性向上に大いに役立つものと考えます。

そこで質問です。県教育委員会として、郷土の偉人に学ぶ教育を今後どのように進めていかれるのか、教育長にお伺いをします。

最後に、子供の読書の推進に関連して、学校における読書活動の取組状況と岐阜県図書館の機能の充実についてお尋ねします。

子供たちの豊かな心を育み、確かな学力と人間性を備える上で、読書が果たす役割は極めて大きいものです。

三つ子の魂百までと言われるように、幼い頃の絵本の読み聞かせは心の教育に欠かせません。イギリスのブレア元首相も、七歳の子供の読書量が二十年後のその国の存在価値を決めると語ったとも言われています。

一方で、近年は日本人の読書離れが顕著になっています。令和五年度の文化庁調査では、月に一冊も本を読まない人が六割を超えました。さらに、民間調査によれば、令和六年八月時点で、全国の市区町村の約二八％に書店がなく、岐阜県でも八つの自治体が無書店となっています。こうした状況が読書離れに拍車をかける要因になっているかもしれません。

また、今年国が発表した全国学力テストの分析結果では、読書好きと答えた児童・生徒のほうが全教科で成績がよいことが示されました。一方で、読書好きと回答した割合は過去最低となっており、子供の読書離れの深刻さが浮き彫りになっています。

読書は語彙力や読解力を高めるだけでなく、登場人物の心情を想像し、多様な世界に触れることで共感や倫理観を育みます。さらに、思考力や想像力を伸ばし、心の安定や情緒の発達にも寄与します。幼少期からの読書習慣は、学力や自己肯定感、探求心の礎にもなり、将来の進路選択にも大きな影響を与えるため、家庭や学校での取組が重要です。

私は、平成十八年にも本県の朝読書など、全国一斉読書の取組状況について質問しましたが、その後、学校での取組の現状はいかがでしょうか。また、今後、先ほど紹介した偉人の漫画本など、校内読書で活用されることを期待します。

さらに、書店の減少によって本に触れる機会が減る中、県図書館の役割はますます重要になります。子供たちにとって図書館は知の拠点であり、学校教育を補完し、読書習慣を育む場でもあります。市町村立や学校図

書館との連携を一層深めるとともに、図書館のない地域には電子書籍やデジタル資料を通じてサービスを届ける体制が必要です。

岐阜県図書館は、現在地に移転してから今年で三十年を迎えます。今年の夏には、県図書館において夏のわくわくプロジェクトを実施し、多くの家族連れが来場され盛況だったと伺っています。こうした催しで県図書館がより身近に感じられた方も増えたと思いますので、三十年の節目に当たり、図書館自体の機能もさらに充実され、より多くの県民に親しまれる存在へと発展させていただきたいと考えます。あわせて、子供たちのふるさと教育の観点から、先人顕彰室の再設置をぜひ検討していただきたいと思っています。

そこで、まず教育長に質問です。本県における朝の読書をはじめとする全校一斉の読書など、学校における読書活動の取組状況について伺いをします。

次に、知事に質問いたします。開設三十年を迎えた岐阜県図書館について、次世代を担う子供たちに一層利用していただけるよう、今後どのような方向性で機能の充実を図っていくのか、伺いをします。

以上、大きく五分割、十九問お聞きしてきました。これまでの四分割の質問に丁寧な御答弁いただき、ありがとうございました。最後の五分割目は、教育は国家百年の大計とも言われる観点から、最後にこの問題を取り上げさせていただきます。関係者の誠意ある答弁を期待して質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○議長（小原 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、読書の大切さを踏まえて、岐阜県図書館の機能の充実についてのお尋ねをいただきます。

テレビやインターネットなどの映像でございますが、これは視覚と聴覚を通じて短時間で多くの情報を直感的に理解できる利点がある一方で、推測したり想像力を働かせるといった活動をあまり必要としないと言われております。他方、活字は、想像力を働かせながら理解するため、考える力や表現力を育むことができるほか、筋道を追って考えることで論理的思考力や理解力が深まると言われております。

実際、経験的にも、文学作品などが映画化された場合に、先に本を読んでから映画を見て、あれ、こんな感じだったかなと感じた方は少なくないと思います。これは、活字によってもたらされる想像の自由度に比べ、映像が作り手のイメージに限定されることや映像技術の制約からくる違和感であると考えられます。

このように、読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かなものにし、考える力を身につけていく上で極めて重要なものであると考えられます。

しかしながら、議員御指摘いただいたとおり、昨今の読書離れにより、こうした重要な機会が失われているところでございます。本年六月に実施いたしました子ども若者県政モニターへの読書に関するアンケートでも一か月間本を全く読まなかったと回答した割合である、いわゆる不読率が小学生では七・五％、中学生では一六・九％、高校生では実に三一・二％という結果が出ておるところでございます。

また、このアンケート調査では、図書館の在り方について、好きな時間に行けるようたくさん開放してほしいや友達と一緒に読む時間があつたらいいなど、図書館を利用したくなるための貴重な御意見もいただいているところでございます。

岐阜県図書館を活用して子供たちの読書の機会を増やすためには、子供たちにとって、まずは県図書館が楽しい場所、行ってみたい場所と感じ、気軽に読書や芸術・文化に触れていただけるよう工夫することが必要だと考えております。実際、子供たちが岐阜県図書館を利用する頻度は少なく、県美術館も含めて利用者は残念ながら減少傾向にあるところでございます。

こうした観点も踏まえまして、議員に触れていただきましたが、この夏、まずは県有施設に人が集まるための取組として、県図書館と県美術館が連携して、「県民文化の森」夏のわくわくプロジェクトを実施したところでございます。この期間中、じゃぶじゃぶ池やキッチンカー、モーニングサービス、スタンプラリーなどを実施したところ、両館を訪れた方は約七万六千人と前年に比べて二割以上増加しております、県図書館の閲覧室利用者も約四千人増加したところでございます。今後もこうした取組を通じまして、まずは図書館を訪れ、書籍や文化を身近に感じていただける取組を実施してまいります。

また、これも御指摘いただきましたが、今年度県図書館は開館から三十年という節目を迎えることを機に、かねて利用者から要望がありました開館時間の前倒しについて検討し、来年度から実施できるように準備してまいります。加えて、親子や友達同士で周りを気にせず、より読書に親しむことができるよう、新たな児童コーナーの設置を検討するなど、施設の充実にもしっかり取り組んでまいります。

○議長（小原 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 四点御質問をいただきましたので、順次お答えいたします。

初めに、異学年集団による学び合いの具体的な取組についてお答えします。

昭和の時代までは、まちに店舗が並び、様々な職業を身近に感じることができていましたが、時がたち、学校でキャリア教育が展開されるようになりました。このように、学校では教科教育だけではなく、学校外で自然に学べていたことを補う役割があります。

同様に、かつては近所で年の違う仲間と遊ぶ中、先輩に憧れたり後輩の面倒を見たりする関係が築かれ、思いやりの心が育まれていました。これも時代が変わり、現在の子供たちは異学年の仲間と活動する機会が減っているため、学校において異学年による交流を意図的に取り入れることで、自分のよさに気づいたり、仲間の役に立つ喜びを感じたりする経験をできるようにしております。

こうした取組は、特に小学校において有効であるというふうに考えるため、今後は、市町村教育委員会の理解の下、異学年による交流の場を遊びや生活だけではなく、学習の場にも広げるため、まずはその支援内容を検討するとともに、こうしたことを保護者の皆様にも丁寧によく説明してまいります。加えて、こうした教育に対する新たな取組や私どもが所管する県立学校の諸課題について、広く意見を求めていく場を設けてまいります。

続いて、県立高校におけるタブレット端末の活用についてお答えします。

県内の小・中学校では、令和元年度から一人一台端末が順次整備され、学習の場でタブレットを使用することが当たり前となっております。高校においても、多くの生徒がタブレットを家庭に持ち帰り、学校と家庭双方の学習で使用することで、個々の習熟度に合わせた学びの実現と、多くの仲間との意見交換や、そのまとめを素早く共有することで互いの考えを深め、理解度を高める学びの実現に寄与しております。

また、第二期GIGAスクール構想では、引き続き小・中学校での一人一台端末が前提とされ、さらに現在、

国において次期学習指導要領が議論される中、教材がデジタルのみとなる場合もあると示されたところです。こうした小・中学校での学習スタイルを高校でも継続し、発展、充実させることが求められています。今後、保護者の方々に対して、タブレットが有効な学習基盤であることを御理解いただけるよう、高校の効果的な活用事例をホームページ等で示すなど、丁寧に説明してまいります。

続いて、郷土の偉人に学ぶ教育についてお答えをします。

県教育委員会では、平成三十年度からふるさと魅力体験事業を実施し、岐阜関ヶ原古戦場記念館、岐阜かかみがはら航空宇宙博物館など、県内の施設を訪問して学習する機会を市町村の小・中学校等に提供しております。その際、各施設にまつわる郷土由来の人物について学んでいるところです。自らの信念を貫き、高い目標を実現した先人、地域や社会の発展を願い、困難に負けず偉業を成し遂げた先人など、いわゆる偉人の生き方を学ぶことは、志を持って努力する姿勢への共感や感動を通じて豊かな人格と心を育むとともに、郷土への誇りや愛着を育てる上で大きな価値があると考えます。

また、ふるさと魅力体験事業では、国内屈指の音響を誇るサラマンカホールも訪問地の一つであり、昨年度からは、チャイコフスキー国際コンクールの覇者でもある、さらに県民栄誉大賞の受賞者である上原彩子さんが小・中学生のために演奏をしております。彼女は、自然豊かな岐阜で学んだ感性と夢を持って努力する生き方の大切さを伝えてくれております。

実は、彼女は私が高校時代の担任でありまして、今年はこの八日にこの機会を持つ予定です。彼女と一緒にステージに上がり、トークの中でも彼女のそうしたい思いを引き出すつもりでおりますので、先生方におかれましては、会期中ではございますが、お時間があればお越しいただければ歓迎いたすところです。

さて、県教育委員会としましては、今後もこうした事業を継続するとともに、市町村教育委員会と連携し、郷土の偉人に学ぶ教育の充実にさらに努めてまいります。

最後に、学校における読書活動の取組についてお答えをいたします。

幼少期から本に親しむことは、言葉を学び、感性を磨き、想像力を豊かにするものであり、学校では引き続き重要な教育活動の一つとして位置づけております。

こうした中、直近の調査によれば、朝読書などの全校一斉読書は、県内の公立小・中学校では九割以上、また県立高校でも六割以上の学校で取り組まれており、高校の実施率は、この県議会において、伊藤議員より御質問をいただいた平成十八年度に比べ二割ほど増加している状況です。しかし、全体的な読書量は減少しており、読書離れは課題と捉えております。

このため、学校図書の実に加え、例えば外部団体による読み聞かせや児童・生徒によるビブリオバトルの実施など、様々なジャンルの本に触れられる工夫をしたり、タブレット端末からいつでもどこでも読書できる環境整備も進めているところです。

読書活動は、岐阜県教育振興基本計画に掲げる「豊かな人間性の育成」において中心的な取組であり、読書を通じて子供たちの豊かな人格と心を育むことができるよう、今後も引き続き取り組んでまいります。

○議長（小原 尚君） しばらく休憩いたします。

午後零時十四分休憩

+++++

午後一時再開

○副議長（高殿 尚君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 引き続き一般質問並びに議案に対する質疑を行います。三番 判治康信君。

〔三番 判治康信君登壇〕（拍手）

○三番（判治康信君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、県民クラブを代表して、十六項目五分割で一般質問させていただきます。

日頃より、地元多治見をはじめ県内各地に足を運び、多くの皆様から県政に対する期待や暮らしの中で直面している切実な声を伺ってまいりました。

それでは、持続可能な県政運営のための取組について三点、まずは、令和八年度当初予算編成に向けた事業の見直しについて伺いいたします。

令和六年度の一般会計決算見込みでは、財政調整基金の取崩し額が百七十五億円に達し、残高は三百五億円までに減少しました。さらに、経常収支比率は九三・八％に達し、財政運営における自由度が著しく低下しています。

こうした状況に加え、今後は公債費の増加も避けられず、県債の発行残高や将来負担比率も高止まりしてお

り、財政の硬直化が複合的に進行していると言え、実際のところ、財政の健全性を判断するには、これらの個別指標をそれぞれ見るだけでは十分ではなく、義務的経費の割合、投資的事業の規模など、複数の要素が絡み合った構造全体として捉える必要があります。

知事御自身も記者会見等の場において、現在の財政運営については、中期的に見ても厳しさが続くとの認識を繰り返し示されており、仮に、令和七年度六月補正後の取崩し額四百十四億円と同額を今後も取り崩した場合、令和九年度以降の当初予算編成に関しては、このままでは組めない可能性があるといった表現で、県政運営の根幹に関わる強い危機感を明らかにされています。

こうした発言の背景を踏まえれば、県財政はまさに何かをやめなければ何もしないという現実に向き合っているものと受け止めております。

これまでも事務事業の見直しを進めてきており、令和六年度には百四十八の事業を見直し、約五・七億円の歳出削減効果を生み出したとされています。しかし、その内訳を見ると、多くは終期を迎えた事業や目的を達成した取組などが中心であり、本質的に続けるか否かの判断を問われた事業、すなわち難しい判断に踏み込んだ見直しは、ごく一部に限られているという印象を受けます。

実際、九千億円を超える一般会計の規模に対して、歳出削減額が五・七億円というのは、制度全体の見直しや構造的な改革には程遠く、調整的な範囲にとどまっているのが実情ではないでしょうか。もちろん、義務的経費が多くを占める県の財政構造の中で、大幅な見直しが容易でないことは理解しておりますが、それでもなお、何を削り、何に集中するかという選択と集中の意思決定が本格化しているとは、まだ言い難い段階にあると感じています。

一方で、L R T構想をはじめとする大型プロジェクトは、将来の県土づくりの観点から進められようとしています。

私自身、都市の将来像を描く上で、持続可能な交通インフラの整備が必要であることは理解をしております。しかし同時に、限られた財源の中で、どこを削ってどこに投資をするのかという判断の軸が不明瞭なままでは、県民の理解を得ることはできないのでしょうか。特に、財政構造が硬直化し、事業の取捨選択が問われる今だからこそ、大型事業の導入に当たっては、その財源の在り方やリスクも踏まえた十分な説明が求められると感じています。

また、最近では、政策オリンピックに関した季節に応じた住民参加型訓練やぎふモーニングプロジェクトなど、既存事業への拡充が補正予算として次々に打ち出されています。いずれも地域の実情や現場の声に応えた施策であるとは理解をしておりますが、こうした取組が毎年当初予算ではなく、後から積み増される形には少し違和感を抱いております。

本来、当初予算の段階で、事業全体の優先順位や方向性を丁寧に議論した上で、必要なものはあらかじめ計上しておくという進め方が県民にとっても分かりやすく、信頼のおける予算編成につながるのではないのでしょうか。

こうした財政環境の中、九月十日に、令和八年度当初予算編成に向けた事業見直し方針が公表され、厳しい財政状況の中でも必要な政策は着実に進めるとした上で、従来の当たり前とされてきた事業についても見直す方針が示されております。特に注目すべきは、現場の職員の無記名による提案制度の導入です。実際に事業を執行する職員の目線による、より効果的、効率的な事業への見直しなどについて自由に提案できる場を創出と

ありますが、今回の見直しについて、県民に分かりやすく、しっかりと打ち出していつていただきたいと考えます。

事業を増やすなら、その分ほかを削る、新しい挑戦をするなら同時に終わりの決断をする事業も明確にする、そうした量のバランス、財政の覚悟こそが、本当の意味で選択と集中につながるものと考えております。

そこで、知事にお尋ねいたします。

財政調整基金の減少や経常収支比率の悪化など、財政の硬直化が進む中で、まずはこのような状況に対して財政の健全性を確保するため、今回公表された令和八年度当初予算編成に向けた事業見直しをどのように進めるのか。特に、新たに取り組む職員提案制度の進め方や予算への反映の仕方についてお尋ねいたします。

次に、知的財産保護のための予防的な管理についてお伺いいたします。

岐阜県では、地域資源を活用したブランド展開や制度づくりが各分野で進められており、県民や県外関係者に対して、岐阜の魅力を広く伝えるための施策が展開されています。

こうした中、制度名やキャッチコピー、ロゴマークなど、県が作成・使用する言葉や図形には一定の知的財産的な価値が伴っており、その取扱いは、今後重要性を増してくるものと考えられます。

県が保有する商標は複数ありますが、清流の国やちーオシなどは、地域振興やブランディングを目的として、知的財産的価値を保護するために商標登録された事例もあります。

一方、現在、品種登録の審査中ではありますが、本県が育成した酒米「酔むすび」については、その名称自体は商標出願は行われておりません。一般に、既に流通している名称や品種名などは商標登録が認められにくいとされており、酔むすびについても申請しても通らない可能性があります。岐阜県発のブランドとして

の位置づけが不安定になる懸念も否定できません。

商標権は、その制度の構造の分かりづらい面があるため、意図せず他人の権利を侵害してしまうこともあれば、自らの権利に気づかぬうちに侵害されてしまうというリスクも併せ持っています。こうした気づきにくいリスクこそ、予防的な管理の必要性があるのではないのでしょうか。

今後、岐阜県発の名称が広く知られるようになれば、先取り出願や無断使用といったリスクが一気に顕在化する可能性も否定できません。知財の保護は問題が起きてからでは遅く、制度設計やブランド構築の初期段階から出願するか否かを検討する必要があります。たとえ出願に至らなかったとしても、検討した履歴が残っているか、判断根拠が庁内で共有されているかといったリスク管理の観点は、将来にわたって重要であると考えます。

そこで、総務部長にお尋ねいたします。各部局が個別に判断している現状を踏まえ、県として、こうした制度名やロゴマークに関わる商標登録を通じた知的財産保護の予防的な管理を今後どのようにしていかれるのか、お尋ねいたします。

次に、オープンデータカタログサイトの運用改善についてお伺いいたします。

このサイトは、県及び県内四十二市町村が保有する公共データを標準化し、横断的に検索・取得できるように整備されたもので、避難所やAED、医療機関など身近な情報を一元的に取得できる基盤として、平成二十七年に構築され、平成三十年度にはリニューアルを経て、官民データ活用推進基本法に沿って継続運用されています。

本来、こうしたオープンデータの整備には、地域課題の見える化や民間によるアプリ開発、研究・調査への

活用、さらには政策形成の根拠資料としても極めて重要な役割を果たすものと理解しておりますが、実際にサイトを利用してみると、幾つかの課題が見受けられます。

特に、市町村ごとのデータにおいては、最終更新日が数年前のまま表示されているものが複数存在し、利用者から見て、この情報は今も使えるのか、更新されていないのか判然としない状態となっています。さらに、全県データと市町村データの関係においても、利用者の混乱を招きかねない構造的な問題があります。

全県データは、県内四十二市町村の情報を統合して、一つのファイルとして提供されており、構造上どこか一つの市町村が変更があれば、全体として更新されたという扱いになります。一方で、個別の市町村データには古い更新日が表示されていることもあり、それは単に、変更がなかったため再更新の必要がなかっただけの可能性があります。しかしながら、そうした背景がサイト上で明確に説明されていないため、この市町村は更新していないのではと誤って解釈してしまうことがあります。全県と市町村で表示のそごが生まれています。

このように、見かけ上の更新と実質の内容が一致していない現状は、利用者にとって非常に分かりにくく、サイト全体の信用性を損ねかねない要因となっていると感じています。複数の組織が関わる共有データの運用においては、県が各市町村に対して棚卸しや更新依頼を通知し、その後、県側で人手によって内容を取りまとめているという構造になっていることが多く見受けられ、いわゆる人海戦術になつてはいないでしょうか。

こうした取組には、デジタル化の視点を導入することが不可欠であり、単に情報の寄せ集めではなく、精度、使いやすさを兼ね備えた信頼されるデータプラットフォームへと展開させていく必要があると考えます。そこで、未来創成局長にお尋ねいたします。オープンデータの利活用を広げていくためには、県と市町村の連携強化に加え、情報の更新性を担保するための運用の効率化が求められます。現場の職員の負担を軽減しな

がらも、住民や民間にとって信頼できる情報源として機能するよう、このカタログサイトの運用を今後どのようにしていくのか、お尋ねいたします。

ここで一回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、令和八年度当初予算編成に向けた事業の見直しについてお尋ねをいただきました。

午前中の答弁でも申し上げたとおり、本県の財政は、これまでの借金の返済に当たる公債費の増加などによりまして、近い将来、基金の枯渇が懸念される大変厳しい状況にございます。

こうした中にあっても、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県づくりを実現するため、知事選挙の際に掲げておりました目指すべき十の目標の具体化に向けた取組や、その手法として、やはり選挙の際に掲げておりました政策オリンピックを着実に実施するとともに、不測の事態への対応に必要な基金残高を確保しつつ、財政健全化を図ることが必要であると認識しております。

ちなみに、今年度の当初予算ですが、前県政において、ほとんど決められておりました予算を極めて短期間に組み替えるというところから始まっておりますので、新たな政策の実施に必要な対応は補正予算しかないというところでございますので、その点御理解いただければと思います。そうした意味で、事業の本格的な見直しはまさにこれからとなってまいります。

しかし、議員御指摘のように、何かをやめなければ何もできないという状況の中で、事業の見直しにつつま

しては、総論賛成、各論反対という意見がほとんどでございますので、やはり一定の方針の下に見直し作業を行うことが必要でございます。このため、これも午前中の答弁で申し上げましたけれども、明確な三つの方針に基づいて、事業の見直しを図ってまいります。

まず、一点目の国費などの最大限の活用では、公共事業につきましては、将来的な県の財政負担が少ない県債が充当できる国補正予算を積極的に活用するとともに、その他の事業につきましても、地方創生に係る取組に幅広く充当可能な第二世代交付金を活用してまいります。加えて、国に対して新たな補助制度の創設を提案し、有利な財源の確保を目指してまいります。

次に、二点目の効率的、効果的な事業に向けた施策の重点化では、費用対効果や他県比較などの観点から支援対象を重点化するほか、イベントなど一定の役割を終えた事業の見直しに加え、職員提案による事業の見直しを行ってまいります。

最後に、三点目の歳入確保策の強化、県有施設の利活用では、民間の資金や知恵の活用による稼げる施設の創出に加え、県外企業の積極的な誘致に取り組みますとともに、使用料、手数料の見直しやネーミングライツの拡充など、歳入確保の強化も進めてまいります。

こうした方針に基づきまして、より具体的な視点で見直しを進められるよう、先月、各部局の次長級職員で構成しました部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、来年度の予算編成に向けた見直しの作業、検討に着手したところでございます。

さらに、御質問いただきましたこうした見直し作業に当たりましては、実際の事業実施に直接関わった職員の視点が重要であると考えられますことから、組織の枠にとらわれることなく、日頃の業務やこれまでの経験

を通じて感じている課題を踏まえ、見直し案を提案できる職員提案制度を立ち上げ、先月全職員を対象に募集したところ、百六十七件の提案があったことは午前中に申し上げたとおりでございます。

提案内容としては、例えば継続的に実施した事業でも、少ない県費でより効率的・効果的に実施する案や県有施設の収益性の向上に係る提案のほか、部局をまたいだ事業の統合、国や市町村との重複が見られる事業の見直し案など、実際に事業を執行する職員ならではの目線で、具体的かつ多岐にわたっているところでございます。これらの提案につきましては、今後内容を精査し、来年度予算への反映を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 総務部長 平野孝之君。

〔総務部長 平野孝之君登壇〕

○総務部長（平野孝之君） 知的財産権保護のための予防的な管理についてお答えをいたします。

本県では、県が推進する施策に関連する名称やロゴマークなどについて、信用やブランド価値を保護する観点から、各部局が商標権取得の必要性を検討し、権利取得のための登録手続を行っております。この結果、現在、十三の商標権を保有しております。

商標は、議員御指摘のとおり、商品やサービスの顔として重要な役割を担うものである一方、登録のタイミングを逸すると、模倣されたり無断で使用されたりすることでイメージの低下を招く可能性があるほか、長年使用してきた商標が第三者に先に登録されて使えなくなるといったリスクがあります。

このため今後は、公有財産に関する各部局への説明会において、新たに商標制度のポイントやメリット、登録手続の実務、他の優良事例などを周知をしてまいります。加えて、登録の必要性の判断や登録後の管理・運

用に資するチェックリストを作成することで、商標の戦略的な活用とリスク管理をサポートしてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 未来創成局長 兼松伸和君。

〔総合企画部未来創成局長 兼松伸和君登壇〕

○総合企画部未来創成局長（兼松伸和君） オープンデータカタログサイトの運用改善についてお答えします。

行政機関が保有する公共データの公開は、地域課題の解決、経済活性化や新ビジネスの創出を支える重要な取組と捉えています。

平成二十七年に岐阜県オープンデータカタログサイトを構築して以降、県内全市町村とも連携し、県と市町村のデータを一元的に集約するなど、これまでサービスの充実を進めてまいりました。

その結果、扱うデータ量の増加とニーズの高まりが見られる一方で、データの更新状況が分かりにくいなどの使い勝手、また県に提供されるデータの更新作業の一部が手作業であるなど、運用上の効率の点で課題があると私どもも認識しているところです。このため、今後は第一にデータごとに更新の状況を明記するなど、利用者目線でのサイトの修正を一層進めてまいります。

第二に、更新作業の効率化を図るため、市町村とも連携し、データの形式チェックや修正などを自動化するデジタルツールの活用を検討してまいります。

今後とも県民の皆さんにとって、より使いやすく、分かりやすく、かつ効率を追求したオープンデータの運用に努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三番 判治康信君。

〔三番 判治康信君登壇〕

○三番（判治康信君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

次に、地域の魅力向上と多様な人材が活躍できる地域づくりについて四点、まずは、カスタマーハラスメントの防止について伺いいたします。

これまで我が県民クラブから、渡辺議員、野村議員、また県政自民クラブから長屋議員からもカスタマーハラスメントについて質問がありました。今回は改正労働施策総合推進法の改正に伴い、質問させていただきます。

窓口や接客現場において、利用者や顧客から不当な言動、威圧的な態度、過度な拘束行為によって業務が妨げられたり、職員や従業員が強い心理的負荷を受ける事案が全国的にも問題となっております。こうした行為は働く人の尊厳を損ない、職場の士気や雇用の安定にまで影響を及ぼすものであり、対策の必要性は一層高まっています。

改正労働施策総合推進法が本年六月十一日に公布され、全ての事業主に対し、カスタマーハラスメント防止のための措置を講ずることが法的義務として明記されることとなりました。

国においては、顧客などによる社会通念上、許容されない言動によって、労働者の就業環境が害されることといった定義の枠組みが法律上にも示され、制度として大きな一歩を踏み出したものと受け止めております。

この法改正により、事業主には対応義務が課される一方で、現場において、どこまでが苦情で、どこからがハラスメントに当たるかという判断が依然として難しい場面が残されています。行為の線引きや対応基準、判断根拠については現場の裁量に委ねられている部分が大きく、職員や従業員が安心して毅然とした対応ができる環境整備には、なお課題があるのが実情です。

こうした中、岐阜県では、本年七月にカスタマーハラスメント対策連携会議を開催され、関係団体との連携の下、相談体制や企業支援の拡充を進められておることは、大変心強い取組であると感じております。特に、制度が改正された今の時期から、県内企業、とりわけ中小・小規模事業者に対し、国の制度内容を丁寧に伝え、ハラスメントの実態把握をし、具体的な対応のサポートを行っていくことが極めて重要であると考えます。

例えば、県としても、窓口や受付にカスタマーハラスメント防止やSTOPカスハラといった趣旨の啓発表示を表示することはささやかな取組かもしれませんが、現場での安心感を生み出す有効な一歩となるのではないでしょうか。こうした視覚的メッセージは行政の意思表示となるとともに、現場職員の心理的な支えにもなると期待されております。

さらに、こうした取組は全国的にも広がりを見せており、既に一部の都道府県をはじめ、民間企業においても、カスタマーハラスメントに対する一定の考え方や社会的な線引きを明示し、ガイドラインや掲示物の作成、対応ルールの整備といった取組が進められています。

こうした動きは罰則や規制にとどまるものではなく、誰もが加害者にも被害者にもならない社会をつくるための共通認識を形成するものと考えられます。

そこで、商工労働部長にお尋ねいたします。加害者にも被害者にもならない社会をつくるために欠かせないカスタマーハラスメント防止について、国の法改正によって制度が大きく前進した今、県として企業支援に加え、事業者への周知・啓発をすることが必要だと考えますが、今後どのように展開をしていくのか、お尋ねいたします。

次に、移住・定住につながる今後の取組についてお伺いいたします。

岐阜県では、若年層、特に女性の県外流出が続いています。進学、就職、結婚など、人生の節目において県外に行くことは個人の意思として尊重されるべきものであり、それ自体を否定するものではありません。しかし、重要なのは、その後の人生のどこかでもう一度岐阜に戻って暮らしたいと思ったときに、岐阜を選んではいけない環境が整っているかという点です。また、出身地が岐阜県でない方であっても、自然環境や暮らしやすさ、子育て支援などに魅力を感じ、住んでみたいと思っただけかどうか、これが今後の移住・定住施策の根幹をなす視点ではないでしょうか。

県では、「清流の国ぎふ」創生総合戦略において、都市圏との接点強化、関係人口や移住者の拡大に力を入れておられます。東京、名古屋、大阪に設置された相談拠点移住交流センターは、都市部に暮らす岐阜県出身者とつながる貴重な場であり、移住や地方回帰を支える拠点となっています。

NPO法人ふるさと回帰支援センターによる二〇二四年の移住希望地ランキングでは、岐阜県は全国二十位にとどまりました。上位に位置する他県の事例を見ると、移住セミナーの多様化や地域特性に応じたテーマの設定、SNSを活用した情報発信、市町村との連携強化など、より戦略的・柔軟な仕掛けを通じて、若年層や子育て世代、セカンドライフ層をターゲットにした成果が見えてきています。

このように他県の動きと比べてとき、岐阜県の移住政策においては、まず戻ってこられる、選び直してもらえる仕掛けが、どれだけ戦略的に設計をされているかが問われているように感じます。

私自身も、移住交流センターの相談員や、実際に移住を検討されている方からお話を伺う機会がありました。その中では、就職先が分からないので地元の親に聞いたが情報が得られず、結局センターに相談に来たといった声や、Jターンで岐阜県に戻るとしても知らない地域なので不安だといった意見もありました。こうした現

場の声を受け止め、岐阜県としても都市部にいる出身者や潜在的な移住希望者とどうつながり、どう戻ってきてもらうかを見据えた戦略の構築が求められているのではないのでしょうか。

そこで、知事にお尋ねいたします。都市部に住む岐阜県出身者や県外からの移住希望者に対し、帰りたいなくなる、住んでみたくなると思っていただけのような情報発信や市町村との連携など、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の御所見をお尋ねいたします。

次に、M S C P (MINO SUSTAINABLE CERAMIC PROJECT) の定着と推進に向けた取組について、美濃焼産地が抱える資源循環の課題と併せ、お伺いいたします。

土は焼いたら土に返らない、これは窯業リサイクルの本質をついた言葉であります。何千年も前に作られた土器が今でも出土されるように、一度焼かれた土は元の土に戻すことはできません。だからこそ焼かれた土をどのように活用するかは、持続可能な窯業の未来を考える上で、避けては通れないテーマです。

現在、美濃焼を中心とする県東部の陶磁器産地では、原料の調達難、製造過程におけるCO₂の排出、廃棄物の埋立て先不足といった課題があります。

これまでも、業界内でリサイクル材料の活用など、持続可能なものづくりに向けた取組は行われてきましたが、特性上、再生原料の安定利用には多くの技術的、法的ハードルが存在していました。

例えば、食器という性質上、食品衛生法への対応が必要であり、また廃棄物由来の素材を扱う際には、廃棄物処理法上の規制も受けるため、その素材の選別・管理が求められます。さらに、リサイクル材料を使用すると製品の歩留りが下がりやすく、不良率の上昇やコスト増といった課題も指摘されてきました。結果として製品価格は上がり、消費者に理解を得にくいという悪循環も起きていたのが現実です。

そうした課題を乗り越えようとする新たな挑戦がM I N Oサステナブルセラミックプロジェクトです。美濃焼産地における使用済みの陶磁器や製造くずなどを再資源化し、循環型の製造モデルを構築することを目的に、地元三市、産業界を中心に立ち上げた県も参画する広域連携型の新たな取組です。

この取組では、環境省の再資源化事業等高度化法の制度を活用して、量販店などの不用となった食器の店頭回収や、県域を超えた輸送の規制緩和といった制度的障壁の克服を図るとともに、県内の研究機関では不良率の低減に向けた研究が進められております。

また、どの業界でもあるように、窯業界でも人手不足や設備の維持や更新が難しくなってきたり、再資源化を推進する上でも、こうした体制をどう維持していくかが重要となっています。

美濃焼の製造は多くの工程に支えられており、それぞれの技術や機能が一つ欠けても、リサイクル循環の仕組みは成り立ちません。

私は、このM I N Oサステナブルセラミックプロジェクトを単なる技術開発や実証事業にとどめることなく、美濃焼産地が全国に先駆け、循環型ものづくりの旗手として位置づけられるような仕組みとして定着させていくことが重要であると考えております。実際に使用する消費者ともつながるような形で、回収、製造、販売、発信が連携をし、産地と県、県民が一体となって支える循環の輪を築いていくことが、このプロジェクトの本質ではないでしょうか。

そこで、商工労働部長にお尋ねいたします。多くの関係者が課題と向き合いながら懸命に挑戦を続ける中で、このM I N Oサステナブルセラミックプロジェクトを単なる一過性の事業ではなく産地に根づく仕組みとして定着させていくために、県として今後どのようにこの取組を推進し、支えていこうとされているのか、お尋ね

いたします。

次に、アントレプレナーシップ教育の継続と発展について伺います。

現代社会は、人口減少や技術革新、価値観の多様化といった変化が同時多発的に進行する中、将来の予測が難しい不確実な時代に入っています。

このような時代において、変化を恐れずに挑戦し、自ら課題を見だし、他者と協働して新たな価値を創造していく力が求められています。こうした力こそが、まさにアントレプレナーシップと呼ばれるものであり、起業を志す者に限らず、企業活動や地域づくり、公共分野においても重要な基礎能力であると考えます。

国においても、令和五年に閣議決定された第四期教育振興基本計画において、持続可能な社会の創り手の育成が基本方針として掲げられ、アントレプレナーシップ教育の推進が明記されました。こうした国の流れを受け、岐阜県においても、令和五年度より県内の中学生、高校生を対象としたアントレプレナーシップ教育プログラムがスタートしました。

私自身、今年度のプログラムを現地で見学させていただき、県内各地から参加した中高生が学校や地域を超えてグループを組み、商品企画から販売、決算までを体験しながら互いに対話をし、試行錯誤を重ねる姿は非常に印象的であり、現場に流れる前向きな空気に心を動かされました。こうした体験が単発の思い出で終わることなく、進学や起業といった将来の選択肢につながる人材育成のルートを県として明確に描いていくことが重要ではないでしょうか。

現在もビジネスプランコンテストへの参加誘導など、プログラム終了後の挑戦を後押しする取組が進められています。こうした流れを今後さらに定着させ、県内に挑戦の文化を根づかせていくことが本事業の成果を

見える化するにもつながるものと期待されます。

岐阜県として、現場の実践を大切にしながら、より広い視点で制度設計を進め、次代の挑戦者を地域に根づかせていくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、商工労働部長にお尋ねいたします。将来の地域産業活性化の担い手となり得る若者の育成に向けた岐阜県におけるアントレプレナーシップ教育を今後どのように継続・発展させ、中高生の挑戦を一過性の体験に終わらせない岐阜県ならではの特色を備えた人材育成の仕組みとして確立していくのか、お尋ねいたします。ここで二回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、移住・定住につながる今後の取組についてお尋ねをいただきました。

現在、東京一極集中を背景に、地方都市におきましては、人口減少に歯止めがかからない状況の中で、移住・定住の推進は、地域の活力を維持するための重要な地域戦略であると考えております。

近年、本県への移住希望者は、従来のセカンドライフを考えるシニア層から、若者層・子育て層へと広がっており、移住に求める視点も、自然環境だけでなく、暮らしやすさや子育て支援など、多様化しているところがございます。特に、テレワークの普及によりまして、様々な分野において仕事と暮らしやすさの両立を図ることが比較的容易になっていることも、移住を後押しする要因の一つになっていると考えられます。

こうした状況を踏まえまして、岐阜に帰る、岐阜を選ぶを推進するためには、移住を検討する初期の段階におきましては、岐阜県はどんなところかということを的確に伝え、岐阜県での暮らしを身近に感じていただく

ことが重要と考えております。

その後、移住に向けての検討が進む段階では、これに対応して、実際に移住後の生活をイメージできる子育て環境や医療環境などの具体的な情報提供や、空き家物件の紹介などの支援をしていくことが重要と考えております。

実際に移住者を受け入れることとなります県内市町村では、既に様々な工夫を凝らした取組が実施されております。例えば、せんだって訪問させていただきました中濃の白川町でございますけれども、移住相談のワンストップ化を図り、空き家のマッチングから仕事の紹介、移住後のコミュニティへの溶け込みまで、個々の移住者に寄り添った支援を行い、過去五年間で近隣自治体の倍以上となります百二名の移住者受入れを実施したところでございます。

また、地域の特徴であります農林業に興味のある方への支援も積極的に実施されておりました。起業する傍らで有機農業を行う、いわゆる半農半X、つまり農業を行いながらほかの仕事をするという、そうした実践をされておりまして、そうした方の中には、地域の活性化に寄与される方もいらっしゃると思います。また、美濃市や山県市などでは、将来の移住に向けまして、まずは地域とつながってもらう取組として、都市部の親子に一定期間滞在してもらい、地元の保育園に子供を通わせながら地域の暮らしを体験する保育園留学を実施しております。そこで、美濃市が実施した参加者アンケートでは、約半数の方から移住を検討したといったという回答が寄せられておりまして、今後の移住への展開が期待されるところでございます。

県としましては、日頃から、市町村と県の移住相談員を交えた情報共有や意見交換を行う中で、市町村のこうした先進的な取組を県全体に広げ、岐阜県に行ってみたい、つながりたいから、また行きたい、住んでみた

いと思っただけの方を一人でも多く増やせるよう市町村と連携して受入れ体制の拡充に努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 商工労働部長 小島光則君。

〔商工労働部長 小島光則君登壇〕

○商工労働部長（小島光則君） 私には、三点御質問をいただきました。

まず初めに、企業におけるカスタマーハラスメントの防止についてお答えします。

本年三月、岐阜労働局、経済団体、労働団体、県警等の関係機関と岐阜県カスタマーハラスメント対策連携会議を立ち上げ、現状を把握・共有し、県内企業への有効な支援策について協議を続けております。そうした中で、まずは七月に岐阜労働局から法改正の詳細説明を受け、関係機関を通じ、企業への周知を図ったところ
です。

改正法が令和八年末までに施行され、今後、全ての事業主にカスタハラ対策が義務づけられることから、個々の企業が具体的対策をどう講じていくかが課題となります。

そこで、国の指針により、事業主が措置すべき具体的内容が示されるタイミングで、企業支援を担う県中小企業総合人材確保センターや産業経済振興センターの相談員に対して、指針を踏まえた適切な相談対応ができるよう研修会を開催し、相談体制を強化してまいります。

また、連携会議に加え、各分野の代表者による岐阜県経済・雇用再生会議において指針を周知するほか、有効な取組事例を共有するなど、周知・啓発に努めてまいります。

次に、美濃焼産地の取組でございますが、MINOサステナブルセラミックプロジェクトの推進に向けた取組についてお答えします。

このプロジェクトは、再生陶磁器などの生産を通じて、世界的課題であるサーキュラーエコノミーを実現すること、美濃焼がさらに飛躍する可能性を秘めており、県も支援するものであります。

現在、地元三市、窯業界及び県では準備委員会で協議を重ね、陶磁器の回収や再生活動を行うコンソーシアムの設立に向けた準備が着実に進展しているところです。

今後の県の重要な役割としては、第一に国との調整です。再生材の資源となる不用品陶磁器を広く回収するには、環境省の新制度の活用が鍵となり、設立されるコンソーシアムがこの制度に認定されるよう国との調整や情報収集に取り組んでおります。

第二に、技術支援です。美濃焼の三十年にわたる再生食器生産の過程において、県セラミックス研究所は陶磁器リサイクルの知見を蓄積してまいりました。再生材の使用を拡大するために、引き続き生産性向上に関する研究や技術支援をしてまいります。これらをはじめ、今後とも地元の要請に応じ、積極的に支援してまいります。

続いて、岐阜県におけるアントレプレナーシップ教育の展開についてお答えします。

県では、起業家の育成にとどまらず、社会課題の解決に果敢に挑戦して、新たな価値を創出する人材の育成を目指し、特に中高生を対象にアントレプレナーシップ教育を強化しているところです。

本県の特徴は、ぎふスタートアップ支援コンソーシアムの会員との協働にあります。具体的には、県と会員である金融機関や大学が連携し、おのおのの強みを生かして中高生向けの出張授業や研修を行うほか、その成果を互いに発表し交流する場として、ビジネスプランコンテストを開催しております。このうち、県主催の起業体験事業では、参加した方から極めて高い評価を得ております。

今後、これらの取組が一過性とならないよう、起業家精神を学んだ若者が将来地域経済を支える人材となることを目指して、先輩起業家との交流会を実施してまいります。

さらに、これまでのコンソーシアムとの連携を進展させ、県事業とコンソーシアム会員が行う大学生や社会人向けの事業などを体系化し、若者が成長段階に応じて参加できるよう特色あるプログラムを展開してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三番 判治康信君。

〔三番 判治康信君登壇〕

○三番（判治康信君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

次に、地域社会を支える取組について三点、まずは、ぎふグリーン・ライフ推進員等による花・みどりの活動の今後の展開について伺います。

本年春に、秋篠宮佳子内親王殿下の御臨席を賜り、県営都市公園を中心に開催された第四十二回全国都市緑化ぎふフェアでは、国内外から多くの来場者を迎え、成功裏に終わりました。

花と緑の魅力を広く発信する中で、地域の自然や文化に触れるきっかけを提供し、多くの来場者に感動を与える事業となりました。会場整備や運営、企画立案などに関わった多くの県民や関係団体の皆様の御尽力により敬意を表します。

しかし、イベントは開催期間を終えれば一定の区切りを迎えるものです。これだけ多くの人と資源を投入し、県内外に向けて岐阜の魅力を発信した取組であるからこそ、イベントの終了とともに全てが終わってしまうのではなく、その成果をどのように継承されていくのかが問われていると考えています。

県はこのフェアを契機に、ぎふグリーン・ライフパートナーズという新たな交流プラットフォームを創設されました。

この取組は、花と緑の活動に関わる人と情報をつなぎ、活動の広がりや持続的な発展を図ることを目的としています。パートナーとして登録された県民や団体は、ボランティア活動や講座への参加を通じて活動の裾野を支え、またぎふグリーン・ライフ推進員として登録された方は、専門的な知識を生かし、地域の緑化活動をリードしていく役割が期待されています。

一方、フェア終了後の県として、このパートナーズの取組を今後どう生かしていくのか、制度をどのように継続・展開していくのかといった声や課題が見受けられます。推進員制度もまた、登録者側に意欲があっても、地域での活動機会や協働の接点があれば実働にはつながりません。せっかくの仕組みが登録しただけで終わってしまうことのないようにしてほしいと私のところにも声が届いております。

県として、このフェアを通じ、育まれた県民の意識や人材が、環境政策や地域づくりへと確実に生かされていくよう丁寧な取組が求められるところです。

パートナーズのネットワークを広げ、地域に根差した緑化文化の醸成につなげていくことこそが、本フェアの成果を形として残すことにつながるのではないでしょう。

そこで、都市公園・交通局長にお尋ねいたします。県内各地に花と緑の活動をさらに広げていくとともに、県民の緑化意識を高揚させていくために、第四十二回全国都市緑化ぎふフェアにおいて御活躍いただいた、ぎふグリーン・ライフ推進員やパートナーの活動を今後どのように展開していかれるのか、お尋ねいたします。

次に、政策医療を担う県立病院の在り方と今後の支援の方向性についてお伺いいたします。

全国的に公立病院の経営は厳しさを増しており、約九割が赤字という報告もあります。人口減少、診療報酬制度の構造的な制約、医師や看護師の確保難、物価高騰などが重なり、医療を取り巻く環境そのものが大きく変化しつつあります。

岐阜県においても例外ではなく、県立の三病院が厳しい経営状況に直面しております。二〇二五年九月二日付の新聞報道によれば、県立病院の三施設全てが令和六年度も赤字決算となり、県立多治見病院では六年連続となる赤字で、赤字額は三十二・一億円に上るとのことです。中央診療棟が完成したばかりのタイミングで、物価高騰などが経営を圧迫しており、県自身も物価高騰で公定価格の診療報酬が追いついていないのが最大の要因でもあり、病院の努力には限界があるとの認識を示されました。加えて、旧診療棟の取壊しが進まないことや、維持費がさらに経営を悪化している現状にも不安の声が広がっています。

また、病院で働く職員の処遇についても、国の人事院勧告と比べ支給水準が届かず、待遇面での格差が職員のモチベーションや人材の定着に影響しているとの懸念もあります。一時的に離職率が高まった時期もありましたが、現在はやや落ち着きつつあるとはいえ、引き続き現場では緊張感を持って対応がなされています。

県立多治見病院では、東濃圏域における周産期医療、救急医療、がん治療などの高度・専門的医療を担う基幹病院であり、地域の住民にとって最後のとりでとなる、そんな存在で代替の利かない機能を果たしており、まさに政策医療としての性格を強く有する施設であると認識しています。

県立病院は、地方独立行政法人という形で、経営の自主性や効率性が尊重されています。しかし、その一方で、制度上も中期目標の策定といった枠組みを通じて、病院運営に関与する立場が県に与えられており、また政策医療や災害医療などの分野においては、県の施策の一環として病院と連携していくことが期待されています。

す。

さらに他県の中には、病院の運営に対し、柔軟な財政措置や交付金の活用が検討・実施されている例もあり、制度の枠内で支援の在り方が問われている状況にあります。

本県においても、独法は自己収支が原則という考え方に基づく慎重な姿勢は理解いたしますが、それだけでは支え切れない現実があることも、私自身、様々な声や数字を通して強く実感しており、病院単体での経営指導にとどまらず、県全体で医療提供体制の維持という観点から、改めて県としての責任の在り方を問うべき段階に來ているのではないでしょうか。

そこで、知事にお尋ねいたします。医療現場を取り巻く財政的、人材的な制約が続く中、県立多治見病院を含む県立病院の運営は厳しい状況にあります。岐阜県として、政策医療を担う県立病院の在り方と今後の支援の方向性について、知事にお尋ねいたします。

次に、県立学校の専門教科における教員不足の現状と人材確保策について、お伺いいたします。

近年、県内の高等学校においては、全体的に教員確保が厳しさを増しており、特に、工業系などの専門学科を持つ学校では教員の確保が難しく、授業の継続に支障を来すおそれも出てきています。

県内の専門学科を設置する学校の中には、教員の配置が定数に満たない状況が見られ、必要な授業体制の維持に向けて学校現場で様々な工夫が図られているケースもあります。専門性を要する教員の確保が全国的にも厳しい中、とりわけ地方部の学校では、その確保は一層困難になっているのが実情です。

こうした中、県では、正規職員の採用の継続や講師登録制度など、様々な手法を用いて教員の確保に努められておりますが、応募そのものが少ない状況が続いており、現場からは欠員が出て埋まらないといった切実

な声も寄せられています。また、教員確保が困難な学校には、独自にハローワークなどを通じて人材募集を行うなど、体制の維持に努めている例も見受けられます。

一方で、制度があっても、それを活用したいと考えている方々に十分な情報は届いておらず、実際に私の元にも退職された教員の方から、再び学校に勤めたいが、どこに連絡すればよいのか分からなかった、必要な情報を探しても見つけれなかったといった声が寄せられ、一度現場を離れた後も教員として教育に関わりたいと考える方々が、その機会を得られるような環境整備は、今後人材確保策として整えていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、教育長にお尋ねします。教員の確保が難しい中であって、専門教科における教員不足の現状についての認識、そして正規採用に加え、講師や退職教員の活用も含めた今後の人材確保の方策をどのように進められていくのか、お尋ねいたします。

ここで三回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 知事 江崎禎英君。

〔知事 江崎禎英君登壇〕

○知事（江崎禎英君） 私には、政策医療を担う県立病院の在り方と今後の支援の方向性についてお尋ねをいただきました。

この問題ですが、岐阜県のみならず、日本の医療にとっても極めて重要な問題ですので、少し丁寧に御説明をさせていただきますと思います。

我が国の医療保険制度は、全ての国民が比較的安価な自己負担で高度な医療サービスを受けられる国民皆保

険や、患者がどの医療機関でも自由に診療や治療を受けられるフリーアクセスといった、世界的に見ても極めて理想的でかつ希有な制度設計となっております。

また、医療機関においても、どのような診療科を標榜するかや、どこまで高度な治療を行い、そのためにどのような高度医療機器を整備するかは、医療機関自身の判断で行うことができます。

この結果、救急や周産期、高度・先進医療といったリスクが高く採算性が低いとされる部門は、規模の小さい民間医療機関では対応が困難であるため、比較的規模の大きな民間医療機関や公的医療機関が担うことが一般的になっております。

特に、医療技術の進歩に伴いまして、高度な医療技術を有する治療には、極めて高額な医療機器が必要となるため、こうした医療機器を導入した医療機関は、それに見合った数の治療を行わなければ経営は必然的に悪化いたします。同様に、医療機関の規模を維持するためには、その医療機関が有する病床数、すなわちベッドの数を維持するために医療スタッフの確保が求められることから、それに見合った患者の受入れや手術等の治療を行わなければ、経営は当然悪化します。

現在、我が国において、特に公立病院の大半が赤字であることに代表されるように、経営状況悪化の背景には、患者が自由に医療機関を選べることや、地域における医療資源の状況などから、それぞれの医療機関が幅広い患者ニーズに応える体制を整備してきた結果、医療スタッフの忙しさとは裏腹に採算性も低くなっていることが考えられます。

今後、高齢化が進展する一方で、医療資源や財源が限られることに鑑みれば、疾患の種類や病状などに応じて、公立・民間を含めた地域の医療機関の役割分担と連携を進めていかなければ、医療機関の経営が成り立た

ず、結果的に必要な医療サービスも提供できなくなるというおそれがあります。これは議員御指摘のとおりです。

このため現在、国におきましては、補助金を出してまで病床数の削減を図る、そういった取組を行っており、地域全体で医療提供体制の最適化を図ることが一層必要となっているところでございます。

今後、二〇四〇年頃に向けまして、医療・介護の複合ニーズを抱える八十五歳以上の人口が増大することなどを踏まえ、将来における医療のあるべき姿を県全体及び地域ごとで共有しつつ、健康や医療のデータを活用した分析などを通じて、県内の医療提供体制の再構築に向けた取組を関係者と協働しながら進めていかなければなりません。

こうした分析におきましては、今後の医療需要を見込む上で、健康増進や疾病予防対策の効果や、近隣も含めた患者の動き、さらには観光客や災害時の対応といった要素も加味する予定でございます。

このような分析・検討を踏まえ、医療関係者の協力の下、疾患や病状ごとに適切な医療サービスを受けることができ、かつ医療機関の経営安定にも備える仕組みを構築してまいりたいと考えております。

さて、こうした中、まずは県立三病院についてでございますけれども、県総合医療センター及び県立多治見病院におきましては、地域での高度な医療サービスの提供を基本とし、県立下呂温泉病院におきましては、予防から治療、在宅復帰支援までの一貫した医療サービスの提供の役割を果たすことで、県民の健康の確保及び増進に寄与することを求めています。

また、病院間の連携強化も必要であり、特に県総合医療センターには、県全体の中核病院として、他の二病院に対する医師の診療応援などの支援を推進していただきたいと考えているところでございます。

現在、県立三病院は、御指摘ありましたように、物価高騰に伴う材料費等の負担増加に加えて、県総合医療センター及び県多治見病院では施設整備に係る財政負担も重なり、厳しい経営状況が続いておるところでございます。

地方独立行政法人であります県立三病院は、独立採算による経営が原則ではございますけれども、不採算医療や政策医療などに係る経費については、設立団体である県が負担しております。令和七年度におきましては、県立三病院について、総額で約五十九億四千万円の予算を計上しております。経営の見直しができず赤字が続く限り、毎年これだけの金額が必要になるということです。

なお、昨今の病院経営悪化には、公定価格である診療報酬が物価や賃金の上昇に適宜適切に反映されないことも影響しておりますので、臨時的な診療報酬の改定や国庫補助制度の創設・拡充、さらには次期診療報酬改定における対応を国に要望してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 都市公園・交通局長 戸田克稔君。

〔都市建築部都市公園・交通局長 戸田克稔君登壇〕

○都市建築部都市公園・交通局長（戸田克稔君） ぎふグリーン・ライフ推進員等による花・みどり活動の今後の展開についてお答えいたします。

緑化フェアを契機に、県内各地に花と緑の活動を広げていくために、専門知識を使って活動をリードするグリーン・ライフ推進員八十二名と、ボランティアとして活動するグリーン・ライフパートナー五百十二名を登録しております。

緑化フェアの際、これらの方々に会場の内外で子供たちなどと一緒に花壇作りなどを行っていただき、花と

緑の豊かな地域づくりと県民の緑化意識の高揚に貢献していただきましたが、この機運を維持するためには、これらの方々に活躍の機会等を引き続き提供していく必要があると考えております。

そこで、今後とも推進員とパートナーに対して、花と緑に関する情報交換の場を提供していくほか、県内で行われる花と緑の活動に関し、推進員にはリーダーとして参加していただける機会を、パートナーにはボランティアの募集や講習会等の情報を提供していく予定でございます。こうした取組を通じて、県内各地に花と緑の活動をさらに広げていくとともに、県民の緑化意識の高揚に努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 県立学校の専門教科における教員不足の現状と、人材確保策についてお答えします。

高校の教員採用試験の志願倍率は、近年五倍前後で推移しており、教科ごとに差があります。保健体育など十倍を超える教科がある一方で、農業、工業、商業など専門教科の倍率は低い傾向です。これは、専門教科の教員免許状を取得する大学生が一般教科に比べて少ないことなどが原因だと思われます。

そのため、令和六年度採用から、教員免許状を持たないが優れた専門知識・経験または技能を有する社会人等に対し、教員免許状を特別に授与できる制度を活用し、正規教員の確保を進めているところです。

また、六十歳を超えたベテラン教員の豊かな経験が有効に活用できるよう、それぞれのライフスタイルに合わせて、短時間勤務職員や非常勤講師としての任用についても引き続き進めるとともに、一旦職を離れた後でも、一定の期間を経て再び教員として勤務を希望される場合には、講師登録制度を活用していただくよう退職時に丁寧に説明をしておくほか、県教育委員会のホームページでも、その登録方法について今より分かりやす

く案内してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三番 判治康信君。

〔三番 判治康信君登壇〕

○三番（判治康信君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

次に、誰もが安心して暮らせる安全・快適な生活環境の整備について三点、まずは暑さをしのげる場所の確保・周知について伺いたいします。

九月後半から涼しさを感じる日々が続く、今年の猛暑の記憶も薄れつつある時期ではありますが、改めて今年の夏を振り返り、暑熱対策について触れさせていただきます。

本年、岐阜県では記録的な猛暑に見舞われ、連日全国でもトップクラスの気温を記録する日が続きました。特に七月、八月には県内各地で三十五度を超える猛暑日が常態化し、県内外の報道でも本県の暑さが多く取り上げられるなど、改めて今年は暑かったと断言したいと思います。

このように、岐阜県が全国的にも暑い地域であるという状況を踏まえると、暑さ対策の在り方そのものが、県民の命や健康を守るための基本インフラとして位置づけられるべきではないでしょうか。

県民の命と健康を守るため、より日常に寄り添った暑さをしのげる暑熱対策について、令和六年四月に施行された改正気候変動適応法により指定することができるとされた指定暑熱避難所、いわゆるクーリングシェルターが、本年度、全ての市町村において指定されたことは大きな一歩だと受け止めております。連日記録的な猛暑が続く中、特に通学中の児童・生徒や高齢者を中心に、日常生活の中で体調を崩される方が後を絶たないという現状に直面し、改めて県としてこの暑さに正面から向き合い、命と健康を守る対策を積極的に講ずる必

要があると強く感じています。

東日本大震災の翌年に当たる二〇一二年に、主に省エネの観点から、涼を分かち合うクールシェアが環境省などから提唱され、各地でクールシェアスポットの普及が進められてきましたが、近年の猛暑を踏まえれば、もはや命を守るために必要な社会インフラとなりつつあるのではないのでしょうか。

クーリングシェルターとクーリングシェアスポットでは、その目的に違いがあることは承知していますが、県民の視点から見れば、ここに入って涼めるという場所さえ明確であれば、シェルターかスポットかという違いは本質的な問題ではありません。むしろ、この施設では涼めますといった、例えばのぼり旗やマークによって表示させることが日常生活の中で県民の安心感につながるのではないのでしょうか。

そこで、暑熱対策の一つ目として、健康福祉部長にお尋ねいたします。クーリングシェルターとクールシェアスポットの制度上の違いがあっても、県民にとって重要なのは、暑さをしのげる場所が確実にあるという安心感ではないでしょうか。子供や高齢者をはじめとする全ての県民の命と健康を守るため、日常の中で一時的に立ち寄って暑さをしのぐことができる暑熱対策を今後どのように進められていくのか、お尋ねいたします。

次に、猛暑における制服警察官の暑熱対策についてお伺いいたします。

これまで申し上げたとおり、とても暑い日が多かったこの夏でも、外勤の任務に従事されている制服警察官は、炎天下や夜間の蒸し暑さの中、長時間にわたって交通誘導や雑踏警備等に従事され、県民の安心・安全を守る、その任務に心から感謝申し上げます。

こうした中、私の下に、警察官が真っ赤な顔をしていた、とても暑そうだったと、現場で活動する制服警察官の健康を心配する県民の声が複数届いています。県民の安心・安全を守る、その最前線に立つ方々だからこ

そ、その健康と安全を守ることも重要ではないでしょうか。

現場において、ネッククーラーやドリンクホルダー、冷感タオルといった装備の使用が認められ、ポロシャツ型の夏制服、空調ベストや水冷ベストの試行も進められており、装備面の改善も進んでいると報道などで承知しております。

こうした取組の成果を一層高めていくためには、装備や運用のさらなる整理に加え、県民への分かりやすい広報を通じて暑熱対策への理解を広げていくことが、現場の制服警察官がより安心して任務に当たれる環境づくりにつながるのではないのでしょうか。本年のような猛暑が常態化しつつある現状を受け止めれば、制服警察官が安心して任務に当たられる環境整備そのものが、県民の命や健康を守るための基本的な社会基盤として捉え直すべきではないでしょうか。

そこで、警察本部長にお尋ねいたします。岐阜県が全国的にも極めて暑い地域であるという状況を踏まえ、制服警察官が安心して任務に当たるための環境整備が急務です。装備や運用、住民理解を含めた暑熱対策全体を今後どのように進められるか、お尋ねいたします。

次に、生活道路における交通安全対策についてお伺いいたします。

私の地元である多治見市では、国道十九号や二百四十八号など、主要幹線道路に通過交通が集中しており、市の中心部では日常的に渋滞が発生しています。さらに、週末や連休中には周辺道路も混雑し、その影響で住宅街など、生活道路を抜け道として使用するケースが増えています。

これらの生活道路は幅員が狭く、歩道の整備が不十分な場所も多く、通学する児童や高齢者の通行も日常的に見られる道路です。にもかかわらず、渋滞を避けて通行する一部の車両が相当な速度を出して走行している

現状があり、地域住民の間では、いつ事故が起きてもおかしくないとの不安の声が高まっております。

こうした問題は多治見市に限らず、県内多くの自治体に共通する課題であると認識しております。県警の分析によれば、令和元年から令和五年までの五年間において、道路幅員が三・五メートル以上五・五メートル未満の単路や、幅員の異なる道路が交差する交差点での交通事故の発生割合が、いずれも全国で最も高いという結果を示しております。これらは、いわゆる生活道路に該当する道路であり、速度超過による被害拡大のほか、交差点での安全確認や一時不停止の要因であることが判明しています。

こうした中、令和八年九月からは、改正道路交通法施行令の施行により、センターラインのない一般道路など、いわゆる生活道路の法定速度が現行の時速六十キロから時速三十キロに引き下げられることが予定されています。従来は、個別に表示を設置しなければ制限速度を引き下げることができなかった区域でも、法定速度として一律に時速三十キロ規制が適用されることになることで、生活道路の全般における安全対策の底上げが期待されております。

生活道路は、地域住民が日常的に通行し、通学路などとして利用される、暮らしと密接に関わる道路です。事故の未然防止を図ることは、県民の命と生活を守る観点から、県警における重要な使命の一つであると受け止めております。

そこで、警察本部長にお尋ねいたします。岐阜県において、生活道路での死亡事故の発生割合が全国と比べ、高い状況にあります。令和八年九月の改正施行令の施行も踏まえ、今後の生活道路における交通安全対策をどのように推進するかお尋ねいたします。

ここで四回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 誰もが安心して暮らせる安全・快適な生活環境の整備について、三点お尋ねがございました。

私からは一点目、暑さをしのげる場所の確保・周知についてお答え申し上げます。

県民が暑さをしのげる場所は、現在、市町村において庁舎や図書館、公民館等の公共施設を中心に、計六百八十二の施設がクーリングシエルターとして指定されております。多くの箇所を指定するという観点から、郵便局、スーパーマーケット、ドラッグストア等を積極的に指定している市町村もございます。

また、独自の取組といたしまして、熱中症特別警戒アラートが発表されていない場合でも、状況に応じ、住民にクーリングシエルターを開放している市町村がございます。暑さから県民の命と健康を守るためには、まずはこうした好事例を県内各市町村と共有し、さらなる指定施設の拡大を図りつつ、柔軟な運用も働きかけてまいります。

なお、今後、こうした暑さをしのげる場所には、統一デザインのものぼり旗を配付するなど、認知度と利用度の向上を図る取組を検討してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） いただきました二点の御質問のうち、まず一点目、猛暑における制服警察官の暑熱対策について、お答えを申し上げます。

厳しい暑さが常態化する中、職員の健康を守りつつ、能率的な警察活動を遂行する観点から、暑熱対策を適切に講ずることは、私どもも現場を預かる立場として極めて重要な課題であると、つとに認識しているところであります。

制服警察官が暑熱環境下で勤務する際には、警察職員としての品位を損なわず、制服に調和した冷却用ネットワーク、携行型ドリンクホルダー、冷感タオルなどの防暑対策品を活用しているところでございます。また、勤務開始時の健康状態の確認や、街頭活動中における意識的な水分・塩分摂取の指示を行いますとともに、現場活動が長時間にわたるような場合には交代要員を派遣したり、パトカー内でクールダウンさせるといったことなど、体を冷却する時間や場所を確保する措置を講じてございます。

県警察におきましては、今後も制服警察官の暑熱対策について、現場の意見や試行運用している被服等の効果、全国警察の取組などを踏まえ、装備や運用の見直しを検討いたしますとともに、県民の御理解が得られるよう各種広報媒体を活用した周知を図りながら、制服警察官が安心して任務に当たることができる環境整備に努めてまいります。

続きまして、二点目の生活道路における交通安全対策についてお答えを申し上げます。

県警察におきましては、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域を定め最高速度時速三十キロメートルの交通規制を実施するとともに、その他の安全対策を組み合わせ、抜け道として通行する車両の抑制等を図るゾーン三〇の整備を推進しております。

その整備は、現在、県内九十七か所に及んでおりまして、整備前と整備後の交通事故件数から、その交通事故抑止効果が確認をされてございます。

来年九月に施行される改正道路交通法施行令の背景には、自動車と歩行者が衝突した場合、時速三十キロメートルを超える歩行者の致死率が急激に上昇するとの分析結果があり、さらに交通事故を減少させるためには、生活道路における速度抑制を図る必要があるものと考えております。

県警察といたしましては、引き続き生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備に向けて、速度違反取締りのほか、ホームページあるいは交通情報板等を活用した改正道路交通法施行令に係る広報啓発活動を積極的に展開するなど、総合的な対策を推進してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 三番 判治康信君。

〔三番 判治康信君登壇〕

○三番（判治康信君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

次に、地域の力で支える防災と交通安全教育の推進について三点、まずは、消防団員とその家族に感謝をし、応援する取組についてお伺いいたします。

消防団は、地域の防災体制を支える不可欠な存在であり、火災や水害、地震など災害発生時には最前線に立ち、県民の生命と暮らしを守るため日々活動しております。

しかし、近年は団員数の減少が著しく、若年層の加入も伸び悩んでおり、地域の防災力維持が難しくなってきたのが現状です。現場で懸命に活動が続けられる団員の皆様、そして日常生活を支える御家族の存在に、改めて敬意と感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。

県では、こうした家族の協力に対する敬意を表する取組として、岐阜県消防表彰において、消防団員の家族として内助の功績があった方に対し、消防団員優秀家族賞を授与してこられました。この賞について、私の元

にある消防団員の方から、私の家族は日々消防団活動を支えてくれています、配偶者が対象とされているため、この家族賞は受け取ることができませんとの声が寄せられました。

岐阜県消防表彰規則では、対象が消防団員の家族として内助の功績があつたものとされていますが、同規則の様式において配偶者に限定されています。時代の変化とともに家族の形は多様化しており、親や子、兄弟姉妹、あるいは別世帯であっても団員の活動を支えている御家族は数多くおられます。そうした実態を踏まえるならば、表彰の在り方についても、より現実在即した規則の見直しが必要ではないかと考えます。

団員本人だけでなく、その家族が制度の意義を実感できるものとするためにも、今後、制度の運用と多様な家族構成に応じた形へと改善していただけることを強く期待しています。

また、関連する支援制度として、平成二十六年から、団員や御家族が地域の店舗などで割引等のサービスを受けられる「ありがとね！消防団・水防団応援事業所制度」があり、地域全体で消防団を支える仕組みとして創設され、制度の趣旨は極めて意義深く、地域の協力の機運を高める一助として期待されるものですが、その活用状況や制度の認知度、団員側、事業所側双方の実感といった点では、なお改善の余地があるように感じられます。

消防団の活動は単なるボランティアではなく、地域社会の安全保障そのものであり、それを支える家族もまた地域の防災力を構成する一員です。県として制度を通じてその意義を丁寧に伝え、活動の継続性と安心感のある環境づくりを推進していただきたいと強く願うものであります。

そこで、危機管理部長にお尋ねいたします。表彰制度の見直しも含め、団員本人とその家族に感謝をし、応援する取組について、どのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

次に、交通反則通告制度の自転車への適用を踏まえた高校生への交通安全教育についてお伺いいたします。昨今の報道でも取り上げられているように、令和八年四月一日から、自転車の交通違反に対して新たに交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されることとなっています。自転車も車両の一種として法令遵守を徹底させ、交通事故の抑止を図るための大きな転換点となるものですが、とりわけ注目されるのが、高校進学と同時に十六歳を迎える世代が、制度の施行の初年度から対象になるという点です。生徒本人だけでなく保護者や教職員も含め、社会全体が一体となって交通ルールへの理解と意識向上を図らなければ、制度が本来の目的を果たすことは難しいのではないのでしょうか。

そもそも自転車は、技術さえ身につければ幼少期から誰もが気軽に乗ることができる乗り物です。その手軽さゆえに、どこを走ってよいのか、どんな行為が違反となるのかといったルールの理解は後回しになりがちです。大人にあっても、自転車の利用における具体的な禁止事項など正確に把握しているとは限らず、制度導入に当たっては、初めて自分も違反の対象となり得ると知る方も少なくないのではないのでしょうか。

また、この制度改正に当たっては、警察庁が作成した自転車ルールブックにおいて、悪質・危険な違反への厳正な対応とともに、ライフステージごとの教育の充実がうたわれており、幼児期からの継続的な安全教育の必要性が改めて明示されています。制度の円滑な運用と事故防止の実効性を高めていくためには、県として主体的な取組が必要になると考えます。

こうした制度の施行を目前に控える今、特に県立高校において、どのように交通安全教育を進めていくのが課題となっています。加えて、岐阜県内には中学校の段階で徒歩通学のみとし、自転車通学を認めていない地域もあり、こうした地域に住む生徒にとっては、高校入学を機に自転車を使い始めると同時に制度の適用対

象にもなるという、慣れない環境での制度施行になります。このように、自転車の経験や理解が十分でないまま制度の対象になることに對し、不安や混乱の聲が生じることは想像に難くありません。

教育委員会では、現在、高校の交通安全講話を年に一度実施しているほか、入学説明会などで資料の配布、警察や関係機関との連携など、各校で工夫が重ねられていることは承知しております。

一方で、その実施時期や内容には学校ごとに差があることも事実であり、制度施行の初年度を迎えるに当たっては、統一的な対応が求められるのではないのでしょうか。とりわけ、施行初年度に当たっては、全学年を対象とした交通安全教育を実施し、制度の趣旨と基本的なルールを周知徹底すべきと考えます。

また、今回の制度は違反が金銭的な反則金に直結するものであることから、保護者の理解と協力も不可欠です。入学説明会や始業時などの機会を生かし、家庭と学校が一体となって生徒を見守る環境を整えていくことが必要であります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。令和八年四月一日から、自転車の交通違反に對して、新たにいわゆる青切符制度が施行されます。高校生がその初年度の対象世代となる中で、県教育委員会としてどのように交通安全教育を推進し、生徒と保護者が安心して高校生活を送ることができる環境を整えていくのか、お尋ねいたします。

次に、自転車の安全で適正な利用に関する幅広い層への啓発と教育についてお伺いいたします。

これまで申し上げたとおり、令和八年四月からは、自転車の交通違反に對して新たに青切符制度が施行されます。この制度開始を契機として、県としてどのように交通安全の周知啓発に取り組むのかが問われています。これまでは、岐阜県では自転車の交通事故防止と被害の軽減、そして被害者の保護を図る目的として、岐阜

県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を令和四年三月に制定しております。この条例では、県が自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有するということが明記されており、市町村、学校、保護者、交通安全関係団体などが連携をし、社会全体で取り組むことが基本理念として示されています。

自転車は、誰もが幼少期から日常的に利用する身近な移動手段でありながら、加害者にも被害者にもなり得る交通手段です。こうした特性を踏まえると、制度改正や条例の制定だけではなく、自転車とはどういう乗り物で、何に気をつけて使うべきかを県民一人一人が理解することが不可欠です。

県ではこれまでも、交通安全活動推進要領や自転車の安全利用・ヘルメット着用推進月間などの取組を通じて、啓発や広報活動に取り組んでこりましたが、青切符制度の施行を一つの機会と捉え、この取組をさらに全世代に広げていくことが求められているのではないのでしょうか。

そこで、環境エネルギー生活部長にお尋ねいたします。自転車の安全で適正な利用に関する啓発や教育を、あらゆる世代を対象により一層推進すべきと考えますが、どのように取組をされるのか、お尋ねいたします。以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 危機管理部長 海蔵敏晃君。

〔危機管理部長 海蔵敏晃君登壇〕

○危機管理部長（海蔵敏晃君） 消防団員とその家族に感謝し、応援する取組についてお答えします。

地域防災力の要である消防団活動は、災害時の緊急出動、日々の訓練などへの団員本人の御尽力や、団員を

支える家族の理解・協力の下に成り立っており、消防団活動を維持するためにも社会全体で団員や家族に感謝し、応援する取組を一層充実してまいります。

具体的には、まず消防団員優秀家族賞については、近年の家族形態の多様化にも対応できるように、対象を配偶者以外に広げる規則改正を速やかに行い、本年十二月の表彰から適用してまいります。また、同じく十二月に新たに開設する消防団員確保に関するポータルサイトでは、団員の地域を守る熱い思いや団員を献身的に支える家族のエピソードなども発信し、誰もが団員とその家族に感謝し、応援する機運を醸成してまいります。さらに、こうした機運を団員とその家族に具体的に実感いただけるよう、「ありがとね！消防団・水防団応援事業所」の新規開拓にも積極的に取り組み、店舗等から団員とその家族に提供いただける各種サービスを充実してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 教育長 堀 貴雄君。

〔教育長 堀 貴雄君登壇〕

○教育長（堀 貴雄君） 交通反則通告制度の自転車への適用を踏まえた高校生への交通安全教育についてお答えします。

交通事故件数が全国的に減少する中、自転車利用者に係る交通事故の割合は依然として高い水準にあることから、昨年十一月に、ながら運転等への罰則が整備され、さらに来年四月からは、十六歳以上の者が自転車で交通違反を起こした場合には、いわゆる青切符が適用されます。

県教育委員会では、これまでも自転車利用時の交通ルールの理解を促し、交通事故の危険から子供たちを守るため、交通安全教室等を実施してまいりました。今後は青切符について、例えばスマホのながら運転は一万

二千円の反則金の対象となるなど、分かりやすく解説したチラシを全ての中・高校生やその保護者へ配付し、集会や講話等で啓発するとともに、特に高校入学を機に自転車通学となる新入生に対しては、保護者も全員参加する合格者説明会で丁寧周知してまいります。

引き続き交通ルールの理解と交通安全への意識向上に向け、県警察と連携した交通安全教室の充実、教職員を対象とした講習の実施、地域の方々と共に行う啓発活動への生徒の参加など、社会と一体となって子供たちが安心して生活できる環境を整えてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 自転車の安全で適正な利用に関する啓発と教育についてお答えいたします。

いわゆる青切符制度の導入により、自転車利用に関する意識の変容が期待されることから、これを契機とし、自転車の適正利用を促進するための取組を強化してまいります。

具体的には、これまでも全世代を対象に、出前講座や自転車シミュレーターを活用した体験講座を実施しておりますが、手法の見直しも含め、内容の一層の充実を検討してまいります。

また、自転車利用が多く、青切符制度の対象となる高校生に対する取組は特に重要であることから、今年度からスタントマンが自転車事故を再現し、衝撃や怖さを伝える交通安全教室を開催いたします。加えて、高校生のヘルメット着用に関する取組について、着用率がまだ低い現状を踏まえ、県警、県教育委員会と連携し、その内容を見直ししてまいります。

こうした自転車の適正利用につながる施策については、来年度予定している県交通安全計画の改定において、重要な視点として取り上げたいと考えております。

○副議長（高殿 尚君） 二十九番 長屋光征君。

（二十九番 長屋光征君登壇）（拍手）

○二十九番（長屋光征君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、今回は大きく三項目、四点について一般質問をさせていただきたいと思いますが、私のほうから同じ岐阜市選出として、共に御指導いただきながら活動してきた玉田和浩県議がお亡くなりになりましたことに對して、心からの哀悼の誠と、そしてお悔やみを申し上げる次第でございます。

最初の一点目の質問は、その玉田和浩県議が大切にされてきた河川、そしてその河川の利用についてであります。

岐阜県には、長良川をはじめとする清らかで美しい河川が数多く流れています。その流れは古くから人々の暮らしに寄り添い、文化や風景を育んできました。近年では、川遊びやキャンプ、釣りなど、アウトドアを楽しむために県内外から多くの方が訪れ、河川空間は憩いと交流の場としてますますその魅力を高めています。

河川は誰もが自由に使える空間とされており、工作物の設置や土地の形状の変更などには許可が必要ですが、散歩や水遊び、釣りなどの日常的な利用は原則として自由になっています。しかし、自由に使えるからこそ、マナーの問題や水難事故のリスクが常に付きまといまいます。

コロナ禍以降、三密を避けられるレジャーとして、キャンプやバーベキューが急速に広まりました。芸人のヒロシさんやバイきんぐ・西村さんのユーチューブ動画、アウトドア系インフルエンサーなどの影響もあり、

水辺でのアウトドアが気軽に始められる趣味として定着する一方、マナーの低下が深刻な社会問題となっています。

人が集まればマナーの悪化が懸念されるのは当然のことですが、それを放置することはできません。設備の整った有料キャンプ場だけではなく、より自然を求めて河原や山林に足を運ぶ人が増えたことで、ごみの放置や、たき火をしたまま片づけずに立ち去るいわゆるたき逃げ、さらには、くぎや空き缶などの危険物の放置が目立つようになりました。実際、県土木事務所に寄せられた河川におけるごみの通報件数は、令和六年四月から八月で三十件だったのに対し、令和七年の同月期は四十件と増加をしており、マナーの悪化が数字にも表れています。

また、岐阜県内のある河川では、バーベキュー後に若者が川で洗剤を使って食器を洗う様子がSNSで拡散をされ、大きな反響を呼びました。

ほかにも駐車禁止区域への無断駐車や私有地への侵入など、地元住民とのトラブルが各地で報告をされています。私の実家がある板取川周辺でも、地域の方から泣き寝入りするしかないといった声が聞かれています。

こうしたマナーの問題は、地域の環境や住民の生活に影響を及ぼす重要な問題であり、アウトドアの人气が高まる中で訪れる人の数が増え、利用の仕方も多様化している今、ルールやマナーの周知徹底は地域との共存のためにも欠かせない取組だと感じています。

そして、河川利用が広がる中で、もう一つ見逃してはならないのが安全性の問題であります。

マナーの問題とは性質が異なりますが、こちらは命に関わるより深刻な課題と考えています。特に、初めて川を訪れる方や、自然の危険性に対する知識が十分でない方にとっては、思いがけない事故につながる

リスクが潜んでいます。

今年のお盆、私の実家近くの板取川では、八月十一日、十二日の大雨の影響で水位が非常に高くなりました。地元の人間からすれば、この水位で川に入るのかと目を疑うような場面もありました。これは、川の危険性に対する認識の差、そして情報不足によるものだと感じています。

地元の方々は川の形状や雨の降り方など、長年の経験や言い伝えを基にリスクを判断する力を自然と身にかけています。しかし、観光客や初めて訪れる方々にはそうした知識はありません。

先ほど申し上げたように、コロナ禍以降、キャンプやバーベキューなど水辺でのアウトドアが急速に広まる中、水難事故が増加傾向にあります。昨年、令和六年の全国の水難事故は千五百三十五件、被災者数は千七百五十三人と過去十年で最多となり、死者・行方不明者は八百十六人。岐阜県内でも六十八件の水難事故が発生しており、全国でも沖縄県、東京都に次いで三番目に多い状況でした。今年はというと、七月から八月の県内の水難事故は前年同期比で六人増加しており、三十四人が事故に遭い、全国で沖縄県に次ぐワースト二位となっています。

中でも、板取川では十二人が事故に遭い、県内最多、支流域での発生が目立っています。特に、関市洞戸エリアでは三人が溺れて死亡する事故が発生しており、地域住民にも大きな衝撃を与えました。

河川での安全対策の強化は喫緊の課題でもあります。これまでの啓発活動だけでは限界があり、誰もが分かりやすく危険を察知できる仕組み、情報の即時性、到達性、そして行動の変容につながる仕組みが必要だと思います。

県では、非常にすばらしい取組の一つとして、河川課が水難事故に関するQ&Aというものを出しています。

丁寧に答えているものから、かなりエッジの効いた答えもあります。

例えば、相手からの質問で、映画では遊泳禁止看板を無視して泳いだりするシーンがありますがということに対して、答えは作品上の演出です、現実と混同しては駄目ですと。そのほかにも、かつばいますかというQ & Aに対して、答えは、います、ある意味でと。詳しいところは皆さん方、確認をしていただきたいと思いますますが、そういった新しい取組をしているわけであります。

個人のモラルの問題として片づけるべき問題ではないというふうに思いますし、救える命を救いたい、そうした思いから、一つの手段として、私は水位という客観的な指標を活用してはどうかと考えています。

水位情報は、老若男女、日本人、外国人問わず、誰にでも分かりやすく伝えることができる有効な手段であります。これまでの啓発チラシの配布や、関係団体とのパトロールなどの啓発活動のレベルを一段引き上げ、新たなモデル的な取組として、河川の水位情報を活用した注意喚起の仕組みを提案いたします。

県内には、約五百か所以上に水位計が設置されていて、この既存のインフラを活用することで、コストを抑えつつ効果的な情報発信が可能となるはずです。この水位情報を活用し、例えば、遊泳危険情報などの注意喚起を水難事故が想定される危険箇所において、またSNS等を通じて発信をするモデル的な取組などを始めてみてはどうでしょう。まずは特定の地域で試験的に実施し、水難事故の減少が確認できれば全県展開をしていくと。

かつて、川は地元の人々が長年にわたり親しみ、守り続けてきた地域の財産でありました。しかしながら、今ではSNSなどの情報の拡散力によって川の魅力が広く知れわたるようになり、県外や海外からも多くの人が訪れる、みんなの場所へと変わりつつあります。

このような文化の広がり、岐阜県のアウトドア資源として大きな可能性を秘めており、歓迎すべき流れだと考えています。しかし、その一方で、安全性やマナーの面で課題も顕在化しており、誰もが安心して川を楽しむ環境を守るためには、一定のルールや仕組みが必要であります。私は、こうした変化にしっかりと向き合い、県として責任ある対応を進めていくべきだと強く感じます。

長良川流域には約八十万人が暮らしており、川との親しみや水辺の文化は、岐阜県が未来に向けて守り育てていくべき大切な財産だと思っています。

これに関連して、前回の一般質問では、我が会派の平野祐也議員が、岐阜県ならではの観光施策としてアウトドア王国岐阜という戦略を提案されました。平野祐也県議は、バーベキューこんろの保有率全国一位という県民性や、清流、山岳、昆虫、野生動物、アウトドア関連企業の集積など、岐阜県がアウトドアの聖地であることを多角的に示され、県民の誇りや文化の醸成にもつながると訴えられました。この提案は、岐阜県の観光政策の柱にもなり得るものであり、私も大いに共感をしています。だからこそ、アウトドアの資源の一つである川を観光資源として、かつ安全・安心の確保両面からしっかりと守っていく必要があると考えています。

そこで、県土整備部長に二点についてお尋ねいたします。一点目として、河川でのマナー向上に向けて、今後どのように取り組んでいくのでしょうか。二点目として、水難事故防止のため、水位情報を活用した危険情報発信に取り組むべきだと考えますが、県の見解をお伺いします。

これで一回目の質問を終わります。

○副議長（高殿 尚君） 県土整備部長 藤井忠直君。

〔県土整備部長 藤井忠直君登壇〕

○県土整備部長（藤井忠直君） 河川の利用について、二点御質問をいただきました。

まず、マナー向上に向けた今後の取組についてお答えします。

河川利用者のマナー向上に向けて、毎年関係機関と連携した啓発活動や、土木事務所による年間を通したパトロールなど、現場の監視を行っております。さらに、平成三十年以降、新たに罰則規定や通報先を明示したごみの不法投棄に関する啓発看板を、通報の多い箇所など県内二十六か所に設置してきました。

また、外国人の利用者も引き続き多いことから、看板やチラシを多言語で表記し、周知の取組を拡充してきたいと考えています。

しかし、コロナ禍を経て利用者が増加する中で、周辺住民への迷惑行為やごみの通報件数の増加など、マナーは改善されていない状況であり、よりきめ細やかな対策が必要であると考えております。

そのため、今後は県と警察、関係市町村や漁協などと連携し実施している啓発活動をより効果的に進めてまいります。例えば、帰り際の利用者に集中的にパトロールを行うなど、啓発活動の時間帯を工夫したり、地域で取り組む河川利用のルールづくりを支援するなど、利用者のマナーの向上に努めてまいります。

次に、水位情報を活用した危険情報の発信による水難事故防止対策についてお答えします。

県内河川における水難事故の防止に向けて、ライフジャケット着用呼びかけや外国人向けの注意喚起など、県内全域で様々な啓発活動に取り組んでいるところです。

一方で、令和六年は、県内河川で発生した水難事故による死者数が二十八名に及び、過去最悪の状況となりました。その内訳は、魚釣りや魚捕り目的が最も多く、次いで多いレジャー目的では県外の方が過半数を占めております。

このように、水難事故の死亡者が依然として多い要因として、主に県外の方や外国人などの河川利用者が、必ずしもその川が持つ危険性を十分に認識している状況ではないことが上げられ、客観的な水位情報を知らせることは有効な対策であると考えております。

水位情報を県外の方や外国人を含め、誰にでも分かりやすい形で提供する方法として、現地での表示やSNSなどの様々な方法が考えられるため、効果的な提供方法について検討し、特に利用者の多い河川で試行的に実施してまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十九番 長屋光征君。

〔二十九番 長屋光征君登壇〕

○二十九番（長屋光征君） 次に、ストーカー対策について御質問をしたいと思います。昨日、私に一本の電話がかかってきました。

まだしばらく、残り僅かですけれども、テレビ中継がありますので啓発の意味も込めてお話をします。

その電話の先の人は、警視庁捜査二課ですというお電話がありました。私は、警視庁に知り合いませんので、何の話かなと思ったら、島根県警と合同捜査本部を立ち上げて捜査をしています、この被疑者の名前は知っていますかという話でありました。全く身に覚えがないので、身に覚えがありませんというお話をしますが、しつこくいろんなものを聞いてくるので、ああ、これがまさしく特殊詐欺の手口ではなろうかというような思いを持って、その電話をまずは強制的に切り、そしてすぐに岐阜県警の方に電話をしてお話を聞いたところ、まさしく最近はやっている特殊詐欺の事案ではないかというようなお話でありました。すぐさま、そのかかってきた携帯を県警の皆さん方にも共有をさせていただきました。ぜひ県民の皆さん方も、我々にもかかって

くるんだという認識で、そして県議の皆さん方にもお気をつけいただきたいというふうに思っています。

そういった多様化する犯罪でありますが、近年、ストーカー行為が殺人事件にまで発展をする痛ましい事案が全国各地で相次いで発生しています。こうした事件は被害者の命を脅かすだけではなく、社会全体に深刻な不安をもたらしており、早期の対応と未然防止の重要性が一層高まっています。

今年に入って、神戸市で親密希求型ストーカーと言われる、一方的に親密な関係になると信じ込み、ストーカー行為を行った上、被害者を殺害してしまう、被害者や被害者遺族にとって防ぎようのない事案まで発生しています。

警視庁が令和六年に公表した統計によれば、全国の警察が受理したストーカー行為に関する相談件数は約二万件に上り、依然として高水準で推移をしています。相談者の約八割が女性で、二十代・三十代が全体の約六割を占めるなど、若年層の被害が顕著に表れています。加害者の年齢層では二十代が最も多く、次いで三十代、四十代と続いています。

加害者との関係性では、交際相手（元交際相手を含む）による事案が約四割を占めており、恋愛関係のもつれが背景にあるケースが目立ちます。

また、ストーカー行為の手口にも変化が見られます。従来のつきまといや無言・連続電話に加え、近年ではGPS機器を用いた位置情報取得などデジタル技術を悪用した新たな手口が報告をされており、対応の複雑化が進んでいます。

こうした全国的な傾向は、本県においても例外ではありません。岐阜県内でもストーカー事案は年々増加傾向にあり、特に若年層を中心とした交際関係に起因するケースが多く確認されています。

また、SNSやスマートタグなどの位置情報機器を使って、被害者の行動を監視する事例も見受けられ、従来のつきまといや無言・連続電話だけではない新たな手口への対応が求められています。

ストーカー事案は、相談の初期段階では危険性や切迫性を正確に見極めることが難しい一方で、事案が急変し、重大事件に発展するリスクが存在します。さらに、警察が相談を受理し、被害者の安全確保に向けた措置を講じたにもかかわらず、関係者に危害が及ぶケースや対応が長期化するケースもあり、現場では極めて慎重な、かつ柔軟な対応が求められると伺っております。

一方で、ストーカー事案をめぐる社会情勢や手口の変化に対応するために、現場の取組と併せて法制度の整備も欠かせません。

ストーカー規制法は、これまで複数回改正が行われ、被害者保護の強化が図られてきました。特に、本年八月に警察庁が発表した改正案では、これまで必要だった被害者からの申告なしで警察が職権で加害者に警告できる制度の導入が検討をされています。この改正は、報復を恐れて申告をためらう被害者への対応として、迅速な介入を可能にするものであり、重大事案の未然防止につながるものと期待をされています。また、スマートタグなどの位置情報機器を悪用したストーカー行為も新たに規制対象とする方針が示されており、デジタル時代に即した法整備が進められつつあります。

ストーカー事案は、被害者の人生を根底から揺るがす深刻な人権侵害であり、警察による迅速かつ的確な対応が不可欠です。法改正の動向を踏まえ、岐阜県警察としても先進的な取組を進めていただき、県民の安全・安心を守る体制のさらなる強化をお願いいたします。

そこで、警察本部長にお尋ねをいたします。県内のストーカー事案の現状と対策についてお聞かせをいただ

きたいと思っています。

現在の警察本部長になってから、闇バイトの防止ポスター、啓発ポスターですね、等々でも新しい取組をしていただいておりますので、答弁に期待をしたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン副反応への今後の対応についての質問をさせていただきます。

こちらの質問は私が何度もさせていただいておりますが、江崎知事になってからは初めてだと思いますので、改めて私自身は反ワクチンではないわけであります。ワクチンというものは、一部のものに対してはしっかりと有効であるということも証明をされていると。ただ、このコロナのワクチンに関しては、多くの県民の皆さん方でもつらい思いをしてみえる、国民でもそういう方がお見えになるという思いで聞いていただければありがたいと思います。

令和二年以降、新型コロナウイルス感染症の猛威が全国を覆い、全国的にワクチンの接種が推奨され、岐阜県においても、接種率の公表などを通じて県民への接種が積極的に呼びかけられていました。当時は努力義務での接種とされていましたが、実際には社会的な圧力が非常に強く、接種を断ることが難しい空気があったことは、多くの県民の皆さん方が感じていたのではないのでしょうか。

実際、NHK放送文化研究所が二〇二一年に行った調査によれば、ワクチン接種に前向きな人が多数を占める一方で、特に若年層や女性では未定とする人が多く、不安の主な理由として、未知の副反応が最多となっており、短期間での開発というのがこういった結果に結びついていると考えられます。

こうした状況の中でも、接種を選択した県民の判断は、個人の自由意思というよりも、周囲の空気や同調圧

力によって影響された面が大きかったと考えざるを得ません。だからこそ、接種後に健康被害が生じた場合の救済制度は、極めて重要なセーフティーネットだと考えます。

厚生労働省が設けている予防接種健康被害救済制度は、接種に過失があったかどうかに関係なく、国の疾病・障害認定審査会で認定されれば、医療費や障害年金、死亡一時金などが給付される制度であります。

二〇二一年から二〇二五年八月二十五日までに新型コロナウイルスワクチン接種後の健康被害として審査された件数は累計で約一万四千件に上り、そのうち約九千件が認定され、症状としては、アナフィラキシー、心筋炎、心膜炎、血小板減少症などが含まれています。

岐阜県においても、令和七年八月末時点で二百六件を国に進達し、百四十四件が認定、三十七件が否認、二十五件が結果待ちとなっています。令和六年十一月末までに国に進達されたものについては、全て結果が返ってきているということです。

私自身、診断書を書いてもらえない、医療機関が取り合ってくれないといった切実な相談を受けた経緯があり、申請に至るまでのハードルの高さを実感していましたが、審査の結果、約八割が認定されている状況を踏まえると、制度は一定の役割を果たしていると考えますが、それでも様々な課題があるわけであります。

しかしながら、否認をされた方や結果を待っている方々の不安は今も続いているわけであります。

否認をされた方の場合、不服申立てや審査請求を行うには、体力的にも精神的にも大きな負担が伴います。中には、健康被害によって仕事ができなくなったり、生活保護を受けるに至った方もいらっしゃいます。実際に、この議場でも御紹介をしましたが、県内にお住まいの方から深刻な相談も寄せられております。

この方は、新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応で苦しみなながらも、国の救済制度の申請を検討され

ていました。その過程で生活保護の窓口を訪れた際、医療手当の給付が収入として認定される可能性があるという説明を受けたものの、最終的には御自身の判断で申請に踏み切ったとのことでありました。結果的には否認となり、救済制度の給付は受けられませんでした。厚生労働省によれば、救済制度に基づき支給された医療手当は、過去に遡って支給された場合であっても、生活保護制度の収入認定の対象にはならないということです。制度の存在を知らなかったり、誤った情報により申請を諦めてしまう方がいる限り、相談体制は十分とは言えません。特に、コロナによる健康被害で苦しむ方々の中には、どこに相談をすればいいか分からず、制度の存在すら知らないまま支援の機会を失っているケースもあります。

相談窓口の案内や連携が不十分であることが制度の実効性を損なっている要因の一つであり、県としても相談窓口の強化と情報整理・発信の充実が求められます。

もちろん、国が第一義の責任を負うべきであるというのは今まででも言ってきました。県としても接種を呼びかけ、接種率を公表してきた以上、全く責任がないとは私は言えないのではないかと。特に、相談窓口における対応の質や制度の正確な周知は、支援の実効性を左右する重要な要素であることから、次のパンデミックに備える意味でも、県民の不安に寄り添い、安心して制度を利用できる環境を整えることは行政の責務であると考えます。

生活保護やワクチン救済制度の窓口など、福祉に関わる現場において誤った情報が発信されることがないよう、コロナ関係の制度の正確な理解と対応の徹底が求められます。

そこで、健康福祉部長にお伺いをいたします。新型コロナウイルス感染症の後遺症やワクチン接種後の副反応で、いまだ苦しんでいる方が大勢いらっしゃる中で、県として今後どのように対応していくお考えでしょう

か。

また、救済制度の申請を促すためには、相談窓口における対応の質は極めて重要であります。県内の福祉関連の相談窓口において、生活保護制度などの関係性も含めて、予防接種健康被害救済制度の周知・啓発をどのように強化をしていくお考えでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部長が替わって初めてのこの質問でありますので、ぜひ誠意ある答弁をお願いしたいと思います。最後になりますが、冒頭でも申し上げた玉田県議がお亡くなりになりました。その玉田県議のお言葉を借りて締めたいと思います。今回の質問に対して、ぜひとも執行部の皆様方の前向きな、そして誠実な答弁を御願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございます。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 警察本部長 三田豪士君。

〔警察本部長 三田豪士君登壇〕

○警察本部長（三田豪士君） ストーカー事案の現状と対策についてお尋ねがございました。

ストーカー事案の現状につきましては、議員が言及されたとおりでありまして、県内におきましても、ストーカー事案の認知件数というのは大変高水準で推移をしております。

具体的には、昨年は一年間で五百四十四件ございまして、これは前年とほぼ同数ではありましたが、今年に入りましては八月末現在で四百三十一件、これは前年同期比で五十八件の増加という状況でございます。県警察におきましては、このようなストーカー事案をはじめとした人身安全関連事案、これを認知した段階で、警察署長及び警察本部の人身安全対策課へ速報することとしておりまして、警察署と警察本部が連携をし

て、事案の危険性、切迫性及び事件性を判断しております。その上で、被害者やその親族等の安全確保を最優先に、一時避難措置、防犯資機材の活用、一一〇番指令システムへの登録、身辺警戒等保護措置の万全を図りますとともに、加害者に対しては、事案の内容に応じ、積極的かつ迅速な事件検挙、警告や禁止命令などにより加害行為の阻止を図るなど、これらに対して組織的・継続的に対処をしております。

また、精神医学的治療などを受ける意思のある加害者には、精神科医等と連携して治療などにつなげる、こういった取組も行っております。

引き続き全職員が危機意識を持って取り得る措置を確実に言い、法改正の動向も踏まえ、被害者等の保護、被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 新型コロナウイルス感染症の後遺症及びワクチン副反応への今後の対応につきましてお尋ねがございました。

県では、これまで県庁及び各保健所の相談窓口での対応、新型コロナウイルスの後遺症について診療が可能な医療機関の公表、経済的な各種支援制度の紹介、予防接種健康被害救済制度に係る市町村用マニュアルの整備等を行ってまいりました。こうした各種支援につきましては、今後とも継続して着実に取り組む必要があると認識しております。

御指摘のございました生活保護窓口での事例を踏まえますと、まずは予防接種健康被害救済制度と、生活保護のみならずほかの福祉に関する様々な制度との関連を改めて整理する必要があるというふうに認識しており

ます。そして、その結果を県と市町村それぞれの関係各課で共有して、緊密に連携しながら対応することで、関係の窓口において相談者に対し適切に周知・啓発を行い、同様の事態の再発を防止してまいります。

新型コロナウイルスの後遺症やワクチン接種後の副反応により、今もなお様々な症状に苦しむ方々がおられることを踏まえ、今後ともこうした方々へ寄り添い、丁寧な対応に努めてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 二十九番 長屋光征君。

〔二十九番 長屋光征君登壇〕

○二十九番（長屋光征君） それぞれ御答弁ありがとうございます。

健康福祉部長に一点だけ、確認の意味も含めて再質問をさせていただきたいと思います。

健康福祉部長としての答弁の中で、るる言っていたんですが、この救済制度、江崎知事も御存じだと思いますが、今までの様々なワクチンであったり、そういった救済制度の制度認定、そして支払われた額はとんでもない金額になっているわけであります。四十年間余りに救済制度に使われた金額をはるかに超える額が救済制度で支払われているわけであります。

それと同時に、大きな課題としてコロナのワクチンの副反応、いわゆる後遺症になった方の中には、後遺症の中に二十種類ぐらい一気に、同時多発的に後遺症が起きてしまった方が見えます。しかし、救済制度ではその何種類かにだけ認定をされる、いわゆる視力が悪くなってしまったものにだけ認定をされると、それ以外の部分は認定をされないというふうになると、その方は大変御苦労されると。

そういった中で、健康福祉部長は対応していただけるとのことでありますが、例えばその皆さん方が、特に申請を否認された人が再度申請をしたいんだというふうになったときにも、県として大変申請をされる側は御

苦勞されますが、寄り添う姿勢、協力をする姿勢を示していただけるような対応を取っていただけるという認識でいいか、細かい部分の再質問をしたいと思います。

○副議長（高殿 尚君） 健康福祉部長 中西浩之君。

〔健康福祉部長 中西浩之君登壇〕

○健康福祉部長（中西浩之君） 再質問にてお尋ねがございました。

各種国の制度等、そういったところの趣旨も鑑みて、総合的に判断する必要があるというふうには考えております。しかしながら、議員御指摘のとおり、様々な症状、そういったものを発症される可能性があるというふうなところで、まずはしっかりと状況につきましても、窓口等を通じてしっかりとまずは傾聴し、そしてそれに伴って必要な対応を、まずは窓口等でも検討させていただくというふうなことかというふうに思っております。

○副議長（高殿 尚君） 九番 黒田芳弘君。

〔九番 黒田芳弘君登壇〕（拍手）

○九番（黒田芳弘君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い、野生動物による被害への対策について、三点質問させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

近年、全国的に野生鳥獣による被害が深刻化しており、岐阜県においても例外ではありません。農作物や林業への被害はもちろんのこと、鹿やイノシシ等と運転中の車両が衝突する交通事故など、人身に関わる事例も発生しております。私自身、これまで鹿と車との衝突事故を五回経験しており、これは決して珍しいことではなく、他の地域で同様の声が寄せられております。

これは単なる偶然ではなく、野生鳥獣の生息域が人の生活圏まで拡大していることが原因の一つであり、放置すればさらなる被害の拡大が懸念をされます。

令和五年度の県内における野生鳥獣による農作物被害額は約二億三千四百万円に上り、そのうち鹿による被害はイノシシに次いで二番目に多く、稲の根元を食べる、踏み荒らすなどの被害が報告されております。

林業においても、杉やヒノキの苗木が食害され成長が阻害されるなど、長期的な森林資源の損失にもつながっており、林業経営意欲の低下を招いております。

これは、県内だけでなく、全国の市町村でも対策に苦慮している状況です。

野生鳥獣に対する一般的な対策としては、防護柵の設置、捕獲、忌避剤の散布、追い払いなどが行われていますが、これらだけでは限界があります。

近年では、ICTやAIを活用したスマートわなや遠隔監視システムなど、新しい技術の導入も進んでいます。例えば、AI画像解析による自動捕獲システムやGPS首輪による群れの追跡など、テクノロジーを活用した対策が実証されつつあります。岐阜県においても、政策オリンピックの事業で猿対策の実証が進められており、こうした成果をぜひほかの鳥獣対策にも生かしていただきたいと考えます。

また、鳥獣対策に関しましては、先進的な取組の検討も重要となりますので、今年度の対象となっている猿以外の動物につきましても、政策オリンピックの対象とすることをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

被害をもたらす野生鳥獣の中でも、特に鹿については生息数が多く、被害エリアが生活圏に近づいていることを懸念しております。

私の地元本巢市でも、かつては本巢トンネルから奥の北部地域の問題とされておりましたが、昨今では、本巢トンネル南の法林寺や船来山など、市街地周辺でも出没が確認されるようになるなど、出没エリアの拡大が顕著であります。そのため、本巢市では鳥獣被害総合対策交付金等を活用し、獣害防止柵の整備をし、対策に当たりました。畑の四方、天井にまで柵を張り、出入りの扉まで取り付け、柵の中で農作業をするという異様な農景となりました。しかし、広大な圃場などでは全面的に柵を張ることが難しく、鹿に侵入され、踏み荒らされ、農作物を食べられる被害は続いております。近頃では、農家の方も鹿の被害は諦めるしかないのかと辟易しておられるようです。

また、被害の拡大は単なる自然現象ではなく、社会構造の変化とも密接に関係しております。過疎化や高齢化により耕作放棄地が増え、人の手が入らなくなってしまった山林が野生動物の生息域となり、結果として人里への出没が増加しております。

このように被害エリアが拡大している状況を踏まえると、従来の対策を見直し、より実効性の高い政策へとアップデートしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、農政部長にお尋ねをいたします。

鹿による出没エリアが拡大していることを踏まえ、鹿への対策内容もアップデートしていく必要があると思いますが、岐阜県として今後どのような対策を講じていくのか、お尋ねをいたします。

次に、解体処理施設の安定的な稼働と、ぎふジビエのブランド価値を高める取組についてお伺いをいたします。

野生鳥獣による被害の背景には、生息数の増加が密接に関係しております。生息数に大きく影響を与える行

政の取組としては、主に個体数調整捕獲と有害鳥獣駆除の二つがあり、岐阜県では、特定鳥獣管理計画を鳥獣ごとに定め、保護と管理、狩猟の適正化にも取り組んでいます。

計画を策定している鳥獣の中でも、特に鹿は繁殖力が高く、計画的に捕獲を進めなければ生息数が急激に増加する可能性があり、私はこの点を非常に危惧しております。

鹿の繁殖率についてですが、鹿の妊娠率は七〇%以上と言われており、十歳を超えても妊娠率が低下しないとも言われます。妊娠期間は約二百二十日で、一回の出産で一頭の子供を産みます。十頭の雌のうち七頭が毎年妊娠するような状態なので、栄養条件がよければどんどん増える一方です。

森林野生動物研究会の研究によると、自然増加率は年平均一六から二〇%で、捕獲等の対策が実施されない場合、三年から四年で倍増するという非常に高い繁殖率です。そんな高い繁殖力を持ち、栄養価の高い農作物を食した鹿は生育もよく、また近年の温暖化により降雪量が減ったことにより冬を越せる鹿も多く、増える要素が多々あります。

また、鹿の捕獲数を定めるだけでは不十分であり、捕獲意欲を高める仕組みが必要です。そのためには、狩猟者をはじめ狩猟した鳥獣の処理施設の運営者、加工したジビエの販売事業者など、複数の立場の人々に関わるサイクルが重要となります。

まず、狩猟者についてですが、猟友会の方々が中心となって活動されていますが、もちろん完全なボランティアではないため、適切な報奨金の支給や捕獲後の鳥獣処理の簡易化が求められます。

通常、狩猟者は捕獲した鳥獣を自家消費するか、自ら埋設処理を行う必要があり、埋設には穴を掘る必要があります、大きな労力を伴いますが、ジビエの処理施設があれば、そこに運び込むことで負担が軽減されます。

そんな処理施設ですが、早くから野生鳥獣の被害に困っていた本巢市では、一般社団法人里山ジビエ会が鹿やイノシシの駆除を促進し、捕獲した鳥獣を食肉処理し、安全・安心なジビエ肉として提供し、循環する里山ジビエ処理施設を整備しました。延べ床面積百五十平方メートルのこの施設は、県内最大規模で、解体と加工する処理室、熟成庫などを備えております。ぎふジビエ登録制度に基づき、ぎふジビエ解体処理施設としての登録も完了をしております。

里山ジビエ処理施設は、解体、加工時の衛生基準、施設の構造基準を定めたぎふジビエ衛生ガイドラインに準拠をしております。さらに、食品衛生管理の国際基準 HACCP の認証も受け、安全面の国際的信用が裏づけられます。

捕獲した鹿やイノシシは適正な血抜きをし、迅速に施設へ持ち込みます。一次処理室で解体後、熟成庫で肉を熟成させ、二次処理室で加工しております。

里山ジビエ処理施設では、捕獲された鹿などを加工し、生肉やハンバーグ、ジャーキーなどのジビエ商品としてレストランや道の駅へ納品をし、ネット販売も行っています。徐々に売上げも伸びてきましたが、昨年は前年度に比べ六百万円ほど減少しました。これは、持ち込みされる鹿の数に限りがあり、商品化する原材料が不足し、販売希望があっても断ることもあることが影響していると思われます。

こうした施設は、捕獲後の処理を担うだけではなく、地域資源の活用、雇用の創出、そしてジビエ文化の普及にも貢献しています。

しかし、ジビエの処理施設に十分な処理能力や人員がそろっていないければ、狩猟者が捕獲しても持ち込み先がなく、結果的に捕獲を断念するケースもあります。

また、施設が立派であつても働く人がいなければ運営は成り立ちません。人員確保に苦慮しているという声も聞いております。

さらに、加工品を販売する先がなければ商売としても成り立ちません。だからこそ、ジビエが市場で評価され、一定水準以上の価格で安定的に取引されることが必要です。岐阜のジビエブランドの価値が高まり、市場競争力が向上すれば、処理施設も安定稼働し、狩猟者も安心して処理場へ引き渡すことができます。

このように、野生鳥獣の生息数管理には、捕獲・処理・販売という一連の流れが大きく関係しており、ここが弱くなつてもこのサイクルは崩れてしまいます。だからこそ捕獲にだけ注目するのではなく、その後の工程にもしっかりと着目し、しっかりと取り組んでいく必要があります。この野生鳥獣を捕獲するサイクルを維持することは、単なる獣害対策にとどまらず、地域の活性化にもつながると私は思います。

また、ジビエの普及には、消費者の理解と関心を高める広報活動も欠かせません。学校給食や観光施設での提供、イベントでの試食など、多くの方がジビエに触れる機会を増やすなど、ブランド価値の向上と市場の拡大に向けて、より一層の取組を期待しております。

そこで、農政部長にお尋ねをいたします。この野生鳥獣を捕獲からジビエ等として販売するまでのサイクルを維持するためにも、ジビエの処理施設が安定的に稼働されること、そしてぎふジビエのブランド価値を高めていくために岐阜県としてどのような取組を実施されるのか、お尋ねをいたします。

最後、三点目に移ります。

近年、熊の出没件数が全国的に急増しており、深刻な人身被害も相次いでいます。二〇二三年度には、熊による人身被害が統計を取ってから過去最多の百九十八件、二百十九人に達し、民家の周辺でも被害が発生して

おります。これはもはや山間部だけの問題ではなく、私たちの生活圏に直接的な脅威が及んでいることを意味します。

残念なことに、岐阜県内でも被害は発生しており、九月二日に中津川市内の路上で十六歳の男子高校生が熊に襲われ、頭と背中を負傷するという痛ましい事件が発生しました。こうした事例は県民の安心・安全を脅かすものであり、迅速かつ的確な対応が求められます。

熊による人身被害数が多いこともあり、今年九月一日には改正鳥獣保護法が施行され、市街地などでの猟銃使用を認める緊急銃猟制度が新設されました。これは、熊が人の生活圏に侵入し、危害を防ぐための緊急処置が必要であり、猟銃以外の方法では捕獲が困難で、かつ住民に弾丸が到達するおそれがない場合に限り、市町村の判断で猟銃の使用を認めるという制度です。

これまで市街地で熊に発砲するケースは、警察官が警察官職務執行法に基づいてハンターなどに発砲を命令するケースなどがありました。この制度の施行により、新たに市町村長の判断で市街地でも特例的に猟銃の使用をすることができるようになりました。これにより、一部の事案においては、事案解決までの時間が短縮されることを期待していますが、一方で、市町村長が判断することから、自治体には新たな責任と体制整備が求められることになります。

しかしながら、岐阜県内の実情を見ると、制度の運用は進んでいないのが現状です。

九月十日の知事記者会見において、知事も、制度が変わったからすぐできるかというところ、皆大慌てで今準備されていると思っています。県としては、もちろんこういった動きを全面バックアップしたいと思っていますとも発言をされております。

各市町村において、制度の運用が進んでいない背景には、幾つかの具体的課題があります。あるメディアの調査では、自治体からは、国のガイドラインが分かりにくいという声が多く寄せられているとあり、私もそのような声を聞きました。

制度の運用に当たっては、発砲の条件や手続、安全確保の方法など複雑な判断が求められるにもかかわらず、現場での判断基準が、ガイドラインの内容では緊急時に十分に対応できるか不安があるのだと思われます。次に、猟友会の人手不足という深刻な問題があります。

緊急銃猟を担うには一定の要件を満たすハンターが必要ですが、岐阜県内でも高齢化や後継者不足により、対応可能な人材が限られています。制度が整っても、実際に対応できる人がいなければ、絵に描いた餅となってしまう。

また、自治体職員の側にも課題があります。鳥獣対策の担当職員が必ずしも専門知識を持っているとは限らず、異動によって担当が替わることも多いため、現場判断の負担が大きくなっています。

制度の運用には、住民の避難指示や通行制限、バックアップの確保、弾道の安全確認など極めて高度な判断が求められるため、専門性の高い人材の育成と配置が急務です。

さらに、仮に物的損害や人身事故が発生した場合には市町村が補償責任を負うことになり、財政的なリスク管理体制の整備も求められます。多くの自治体では、保険加入の検討が既に始まっていると聞いております。

このように、緊急銃猟制度は、熊による被害への迅速な対応を可能にする重要な制度である一方、四月の法改正から施行まで五か月を切るタイトな準備期間であったこともあり、市町村においては対応に苦慮しているのが実情であり、より一層の県による支援が必要ではないでしょうか。

そこで、環境エネルギー生活部長にお尋ねします。多くの市町村が対応に苦慮している緊急銃猟制度について県はどう対応していくのか、環境エネルギー生活部長にお伺いをいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

○副議長（高殿 尚君） 農政部長 堀 智考君。

〔農政部長 堀 智考君登壇〕

○農政部長（堀 智考君） 野生生物による被害への対策について、私には二点御質問をいただきました。

初めに、出沒エリアが拡大している鹿への対策についてお答えいたします。

県内の鹿による農作物被害額は近年増加傾向にあり、令和五年度は四千七百万円と県全体の二割を占めています。また、その生息域の拡大から、農林業や生活環境への被害を及ぼしているため、従来の対策を強化する必要がありますと考えております。

そのため、現在、鳥獣害対策専門指導員が中心となって被害地域を点検しており、今後は侵入経路や被害状況に合わせた防護柵の広域的な再整備や、イノシシ用の柵のかさ上げなどを支援するほか、鹿の生息密度が特に高いエリアにおいては、県主体による重点的な捕獲を実施してまいります。

また、伊吹山における実証で成果のあったICTを活用した遠隔監視による安価で効率的な捕獲システムについて、県内各地での導入を促進してまいります。

加えて、現在、政策オリピックで実施中の猿対策のうち、鹿へも応用が期待できるものについては、他地域への横展開を図りつつ、さらなる対策を強化してまいります。

次に、解体処理施設の安定的な稼働とぎふジビエのブランド価値を高める取組についてお答えいたします。

処理施設の安定稼働につきましては、まずは捕獲個体を受け入れる施設の新設や増改築、加工機器の導入など機能向上を支援するとともに、狩猟者に対して、わな捕獲研修などを通じてジビエに適した処理方法を学んでいただくなど、捕獲個体の施設への搬入を促し、ジビエ利用の拡大を促進してまいります。

また、処理施設の人材育成・確保に向け、ペットフードや革製品など多様なニーズに応じた解体処理講習を実施するほか、施設で新たに解体技術を習得するための実践研修を開催してまいります。

次に、ブランド価値の向上につきましては、安全・安心でおいしいジビエを供給するぎふジビエ登録店舗などと連携しまして、処理施設と小売店や飲食店などとの商談会を開催するほか、首都圏と県内の飲食店での料理フェアや岐阜駅前での販売フェアを開催するなど、ぎふジビエの認知度向上と販路拡大につなげてまいります。

○副議長（高殿 尚君） 環境エネルギー生活部長 平野昌彦君。

〔環境エネルギー生活部長 平野昌彦君登壇〕

○環境エネルギー生活部長（平野昌彦君） 緊急銃猟制度に関する市町村への対応についてお答えいたします。

本年九月に運用が始まった緊急銃猟制度については、国からのガイドラインの提示が七月、国の研修会の開催が八月と施行直前まで制度の詳細が不明であったことから、制度の運用を担う市町村において、開始に向けた検討が短期間で進められているところでございます。

こうした状況を踏まえ、県では、市町村における検討が進むよう県野生動物管理推進センターと連携の上、市町村職員が専門的な知識を習得するための研修会を開催してまいります。

また、緊急銃猟制度の実施には、狩猟者に参画していただくことが必須であります。そのため、県といたしましては、狩猟者から理解が得られるよう関係者の役割分担や責任の範囲、実施体制などについて検討する市町村に対し、必要な助言を行ってまいります。

加えて、市町村における検討状況などを踏まえながら、財政支援の必要性についても検討してまいります。

+++++

○副議長（高殿 尚君） 以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前十時までに御参集願います。

明日の日程は追って配付いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十四分散会

+++++